



近世史料の体系化に関する基礎的研究

第一グループ（主に武家文書を対象）

榎本 宗次 家臣団形成史料について

——譜代大名酒井氏の場合——

大野 瑞男 幕府領貢租・財政史料の体系

——大名預所財政史料の相互関係から——

原島 陽一 真田家文書と松代藩家臣団の職制機構

井上 勝生 藩財政史料の構造と分類法について

——松代藩の江戸御用金史料を通じて——

第二グループ（主に町方・商家文書を対象）

鶴岡実枝子 近世京都の町方史料

大藤 修 白木屋の家訓・店則の変遷

第三グループ（主に村方文書を対象）

近世史料の体系化に関する基礎的研究

藤村潤一郎 旗本領村方文書

——旗本上方知行所地役の書状留について——

浅井 潤子 藩領農村文書の研究

——鯖江領大庄屋勤役形態について——

安藤 正人 近世後期甲州幕領の郡中惣代史料

はじめに

この研究は、支配関係を異にする地域・階層・身分・職種（職能）ごとに、主要（家）文書を選定し、その網羅的収集を通じて基本的表式的史料を選び出し、その成立の背景を検討しつつ、他文書の同種・関連史料との比較考察および類型化を通じて、史料の成立・変遷・整備ないし衰退の過程を系統的にあとづけ、これを総合して前記各（家）文書の基本的特長を明らかにし、進んで近世史料の全体系を明らかにしようという目的をもって、昭和五一・五二年度科学研究費補助金の交付を受けて実施された。研究代表者は、五一年度が史料館長・教授鈴木寿、五二年度は鈴木寿退職のあとをうけた史料館長・教授榎本宗次であり、研究分担者として史料館教官全員がこれに参加した。

研究方法としては、目録等の情報収集や予備調査をもとに、対象文書の現地調査（目録作成を含む）と収集（マイクロフィルムによる撮影）を行い、基本史料は焼付けて関連史料とともにファイル化し、基本カードを作成し、これに基づき各グループ（研究組織を三つに分け、第一グループは主に武家文書、第二グループは主に町方・商家文書、第三グループは主に村方文書を対象とする）の討議をもとに、相互検討、体系化のための研究を進めた。

研究組織と役割分担は次の如くである。

昭和五十一年度

鈴木 寿 総括および大名文書の研究

原島 陽一 大名文書の研究

井上 勝生 大名文書の研究

榎本 宗次 町方行政文書の研究

鶴岡実枝子 商家経営ならびに仲間文書の研究

大藤 修 商家「家」制度関係文書の研究

藤村潤一郎 旗本領農村文書の研究

大野 瑞男 幕府代官ならびに天領農村文書の研究

浅井 潤子 藩領農村文書の研究

昭和五十二年度

榎本 宗次 総括および大名文書の研究

大野 瑞男 大名文書の研究

原島 陽一 大名文書の研究

井上 勝生 大名文書の研究

鶴岡実枝子 町方行政文書の研究

大藤 修 商家「家」制度関係文書の研究

藤村潤一郎 旗本領農村文書の研究

近世史料の体系化に関する基礎的研究

浅井 潤子 藩領農村文書の研究

安藤 正人 天領農村文書の研究

兩年度にわたって調査を実施した対象は次のとおりである（順不同）。

山形県鶴岡市郷土資料館（庄内藩主酒井家文書）

茨城県竜ヶ崎市木村一郎氏（川原代村木村家文書）

東京都文京区東京大学経済学部（小間物呉服問屋白木屋大村家文書）

同史料編さん所（備中倉敷代官関係田中家文書）

新潟県上越市立公民館（直江津廻船問屋福永家文書）

福井県鯖江市公民館（鯖江藩主間部家文書）

同市窪田達男氏（大庄屋窪田家文書）

長野県上田市立博物館・同図書館（上田藩主松平家文書・旗本仙石家文書・会所文書）

同県佐久町役場（旧海瀬村引継文書・旧高野町村文書）

同県佐久町新海俊江氏（上海瀬村名主新海家文書）

同県臼田町井出五郎氏（地附手代井出家文書）

長野市松代真田宝物館（松代藩主真田家文書）

岐阜市岐阜県立図書館（飛騨郡代高山陣屋文書・美濃代官笠松陣屋文書）

甲府市山梨県立図書館（郡中惣代太田家文書・篠原家文書）

山梨県石和町後藤通夫氏（石和宿本陣問屋名主後藤家文書）

同県塩山市恵林寺附属資料館

静岡県韭山町江川文庫（伊豆韭山代官江川家文書）

京都市左京区京都大学国史研究室（支配勘定長坂氏記録）

同市同区京都府立総合資料館（京都町代古久保家文書）

同市同区京都市史編さん所（六角町々会所文書・古久保家文書・占出山町文書）

同市伏見区田辺陸夫氏（淀藩主稻葉家文書・同家中田辺家文書）

同市東区洛東遺芳館（小間物呉服問屋紙店柏原家文書）

大阪府東大阪市史編さん室（下小阪村山沢家文書）

山口市山口県文書館（長州藩主毛利家文書）

香川県大野原町佐伯御矣氏（井関村庄屋佐伯家文書）

愛媛県宇和島市伊達事務所（宇和島藩主伊達家文書）

大分県日田市広瀬正雄氏（西国郡代御用達広瀬家文書）

熊本県苓北町郷土資料館

同県本渡市天草切支丹館

以上の諸調査によって主としてマイクロフィルムによって基本的史料を多量に収録した。今ここにその詳細を報告する余裕はないが、収録した主な基本的史料の一例をあげると、藩庁文書の書札礼や家老から郡奉行への御書付控（毛利家文書）、藩主の手元書類（真田家文書）、京町触・町代日記（古久保家文書）、年貢割付・皆済目録（佐久町旧海瀬村引継文書・新海家文書）、江戸御用留・江戸御状到来分留（山沢家文書）、勘定仕上帳・納払明細帳など財政諸帳簿（江

川家文書)などであり、同種の連年にわたるもの、あるいは表式的史料を中心とした。

これら収集史料に史料館所蔵史料を加えて検討を加え、近世史料の体系化のための基礎的研究としてまとめたのが以下の諸論考である。何分にも収集史料が尨大であり、その解読・分析の終了までにはなお年月を必要とするので、体系的・総合的研究には至らない点もあると思うが、近世史料の体系化の一助としてこの報告が資するところ多ければ幸いである。

なお、本研究の成果の一部として既に発表したものに、

鈴木 寿「近世史料論」(『岩波講座日本歴史』25・別巻2、昭和五十一年)

大野瑞男「年貢皆済目録の成立」(『史料館報』二十七号、昭和五二年)

浅井潤子「鯨江領における村落行政の一斑」(『史料館研究紀要』九号、昭和五二年)

があるが、本報告ではこれらを割愛した。別途に参照されたい。

家臣団形成史料について

——譜代大名酒井氏の場合——

榎 本 宗 次

(一)

家臣団形成ないしは成立に關する史料としては、もっとも端的なものとして分限帳と先祖書(勤書)・知行宛行状がある。前者が「同時代的」な史料とすれば、後者は「垂直的」「家・個人的」なそれである。しかも前者が各年代に揃っておれば、それなりに垂直的に組直し活用することができる。例えば米沢藩の場合、上杉氏が米沢入部以前の「文祿三年定納員数目録」や「慶長五年直江山城支配長井郡分限帳」があり、それ以後の寛永八年・寛文三年・寛文九年の各年代の分限帳と比較することによって家臣団の形成過程を遡って考察することができる。また寛文四年の削封の前後の変貌をも知ることができる。しかし元和・寛永以前の分限帳が欠けている藩の場合などは先祖書ないしは勤書を採用することによってその年代の家臣団の様相を窺うことができる。なお、その他多くの関連史料も活用されなければならぬことは勿論である。

(2) 荘内藩家臣団史料について

元和八年、最上氏の旧領庄内に入部した酒井氏は、これより先、忠次の長子家次は天正十六年家督を継ぎ、吉田城主三万石となったが、ついで下総碓井三万石となり、関ヶ原の役後の慶長九年には上州高崎五万石に転じ、さらに元和二年九月越後高田十萬石となった。家次の長子忠勝は元和四年家督を継ぎ、翌五年信州松代十萬石に移り、その後、元和八年出羽庄内十三萬八千石に転じたのであるが、この間、右にみたように三萬石、五萬石、十萬石、十三萬八千石と領地は漸増するのであるが、家臣団は、その石高に見合うような数で増加したであろうか。それとも酒井氏の場合の特殊性がみられるであろうか。先、史料の所在から検討してみる。

分限帳には「達三公(忠勝) 御代諸士分限帳」・「諸士分限帳」(寛文十二年)・延宝元年と推定されている)・「寛文十一亥ノ御家中分限帳」・「諸士分限帳」(延宝六年)・「諸士分限帳」(延宝六年九月)・「諸士分限帳」(元禄九年)・「長寿公(忠義) 御代御家中分限帳」・「天和三亥御家中分限帳」・「享保十六辛亥御家中分限帳」・「諸士分限帳」(享保年中改)・「享保十八癸丑年九月改諸士分限帳並御役人附」と十一點の分限帳がある。¹⁾しかしこれらの分限帳によっては藩主忠勝時代以前についての家臣団に関しては知ることができない。そこで鶴岡市郷土資料館の所蔵になる「酒井家旧記」についてみると忠次、家次時代および元和八年以前の忠勝時代の「被召出藩士」が記録されているが、その註に「是は延宝六年御改之節指出候勤書の内幸にして焼残り写伝へたるに拠て記之、此外元和寛永正保之間に姓名見へて其跡絶て知れざるもの少なからず右等の姓名を闕く」とし、史料的には延宝六年の「勤書」に拠るものであることがわかる。幸にこの勤書も天和の「勤書」と共に雞肋編に収められている。いま一つ重要な史料として「達三公御代最上士御抱ニ付各指上い申立書堅紙四拾八本之写」をはじめとする「高名之覚」を主とした「諸士覚書」がある。²⁾

なお、こうした基本史料の外に、「庄内藩士并諸家系図」³⁾や「閑散文庫」(鶴岡郷土資料館所蔵)のなかの「名山蔵」などがある。

「酒井家旧記」の註にあるように「延宝六年勤書」は必ずしも延宝段階の勤書のすべてを残しているわけではない。しかしこの「延宝六年御改御家中先祖書御帳」と、各時代の「分限帳」、「諸士覚書」等と比較検討し、更に「酒井家旧記」・「大泉紀年」(「酒井家旧記」の元和八年以降をこのように称する)等を援用することにより、忠次、家次、忠勝の各時代にわたる家臣団の形成過程を辿ることができる。

(3) 家臣団の形成過程

先、最初に「酒井家旧記」により「一智公(忠次)御代参州ニ而被召出藩士」をみると家老の石原河内をはじめ三十二人、「宗慶公(家次)御代参州以来追々被召抱い藩士」としては下総碓井において十二人、上州高崎において十人、越後高田において十一人、ほかに「被召出御国所不詳」のものが七人、そして「大泉紀年」巻一によれば元和八年の入国以前の元和四年から七年までに召抱られたものとして十三名をあげている。忠次以来の召抱を合計すると九四名で、吉田、碓井、高崎、高田、松代の各々の時代の召抱は参州の三十二名を除いては十一名から十九名の間でしかも高崎五万石から高田十万石に加増された時でも十八名の新規召抱にすぎず、碓井三万石から高崎五万石の加増のときと殆ど変らない。

この時期に召抱になった家臣、とくに参州時代のそれは高力但馬、松平甚三郎、石原河内、水野藤右衛門、加藤茂助等家老職クラスの上級家臣をはじめ組頭、小姓頭、番頭など中堅家臣が多く、延宝年間の勤書と比較してみてもその家格にはあまり変動がみられない。

新規召抱人数表

年代	召抱人数	内最上浪人	600~400石	300~250石	200~150石	100石50・
元和 8	17	11	2	3	14	2
9	10	9	1		3	4
小計	27					
寛永 1	5	4		1		3
2	2	1			2	
3	2	0			2	
4	16	6		5	9	2
5	6	0		2	2	1
6	6	3		2	2	2
7	5	0		1	4	
8	1	1			1	
9	9	3	1	1	6	
10	10	2			6	3
11	20	0	1	4	14	1
12	16	1		1	14	1
13	4	0			2	2
14	2	1		1	1	
15	6	1		2	3	1
16	3	0		1	1	1
17	4	0			3	1
18	4	0			3	1
19	1	0			1	
20	4	0			1	2
小計	126					
正保 1	5	0		2	3	
2	11	1	2	2	5	2
3	7	0		2	3	2
4	12	1		1	11	
小計	35					
慶安 1	4	0		2	2	
2	4	0	2		1	1
3	2	0			2	
小計	10					
合計	199	49	10	33	121	32

ところが、元和八年の庄内入部以降、新規召抱は急増し、元和年間二七名、寛永年間一二六名、正保年間三五名、慶安年間十名で、元和八年から慶安までのおよそ三十年間に約二百名の新規召抱を行っていることになる。庄内藩士の人数は四百五十名から四百八十名の間にあるから、その約半数はこの時期に召抱られたことになる。更に注目すべきことは元和八年より寛永初年にかけて最上家の牢人が断然多いことである。元和八年は十七名の新規召抱があったが、うち最上家牢人は小川右京(四百石)をはじめ十一名、元和九年は十名のうち和田七郎左衛門(四百石)ら九名、寛永元年は五名のうち北楯助次郎(三百石)ら四名が最上家牢人であった今これらを表に示すと右のようにな

る。

このように最上牢人をふくむ新規召抱の家臣の割合はかなり高いのであるが、その外に切米扶持米取の下級家臣として召しかかえられた牢人——なかでも元和八年足輕に抱えられた最上家牢人の二百人——はかなり多数にのぼる。

またこの時期において注目すべきことは、藩を河北三郷と河南五通に分け、更に夫々を数組に区画したが、その各組に大肝煎を置き組下の各村を統轄させたことである。この時期の大肝煎の出自を見ると、ほとんどが酒井氏入部以前の土豪か、上杉時代・最上時代の郷侍であった。その土豪的性格は「古来大肝煎勤方覚帳」（雞肋篇所収）などによって窺うことができるが、その石高は「達三公御代諸士分限帳」によってみれば廿八人の大肝煎すべてが百石であった。⁽⁴⁾

(4) 仕官の過程

次に「高名覚」をはじめとする「諸士覚書」などの史料によりながら、仕官の過程を辿ってみる。仕官をのぞむ者は先、有力な家臣（例えば元和年間頻繁にでてくる仲介者には高力但馬・石原主馬などがいる）に取持ちを依頼し、願書に高名之覚、感状、旧主から与えられた朱印状や黒印状などを添えて提出した。いま一、二の例をあげれば、正保二年、三百石をもって召抱えられた菅喜右衛門は、「島原一揆之時分働之首尾御耳に達」して物頭にとりたてられたが、その高名の覚は詳細で、戦功と、その目撃者を記し、更に目撃者の書状を添えたものであった。また元和九年高力但馬の取持ちをもって六百石に召抱えられた辻加賀は十三度の戦功の覚に北条氏直の感状を差出している。

新規召抱えになった牢人の中にはそのほか砲術、軍法、弓術、鎗術、居合術、捕手術など特技を買われて仕官したものがあつた。しかしこのような新規召しかかえは寛永末年から正保慶安年間にかけて極めて少くなり、家臣の身内

からの召出し、すなわち家中の子弟を御小姓や御手廻に召出し、更に「新知」を与えて家中にすることが多くなつた。

(5)

以上、庄内藩家臣団形成に関する史料およびそれによって判明する家臣団形成の過程をきわめて大雑把にみてきたのであるが、家臣団関係では更に軍役・知行などの史料にも数多くあたらなければならぬ。またその体系化にあたってはより多くの藩について検討しなければならない。また分限帳に関して言へば、米沢藩の「寛永八年分限帳」や松代藩の「いろは別御分限帳給所附」(享保七年⁵)のように知行所の所附を克明に記したものがあつたが、そうした分限帳の内容・形式についても考究する必要がある。

それらの問題は今後に残すとして、当面、庄内藩家臣団についていえることは、元和八年以前と以後では家臣団の構成に極めて明瞭な相違のあることである。それをもたらし、可能としたのは、まず元和・寛永の軍役令であり、次に藩自体としての領内総検地(入部翌年)、鶴岡城拡張、そして米札制度による蔵前知行制の充実であつた。⁶

註

(1) 『雞肋篇』(鶴岡郷土資料館所蔵)所収に拠つた。

(2) これらの諸士覚書も『雞肋編』に載っているが、巻数にして六巻、巻百一から百六。

(3) 昭和五十年発行、影印発行者 工藤謙次郎 発売元 鶴岡市 阿部久書店

(4) なお大肝煎については拙稿「庄内藩確立過程における大庄屋」(山形大学紀要「人文科学」4-2)がある。

(5) 鈴木寿「近世知行制の研究」四八八頁、

(6) 詳細については「鶴岡市史」上巻(大瀬欣哉・斎藤正一・榎本宗次編)の第五章第一節「藩政成立期の庄内藩、山口啓二「藩体制の成立」(岩波講座・日本歴史)

幕府領貢租・財政史料の体系

——大名預所財政史料の相互関係から——

大野 瑞 男

はじめに

江戸幕府の直轄領を支配し、年貢収取と会計経理に当たる勘定所と、代官所・預所との間で授受される財政史料の基本類型についてはかつて検討したことがある(拙稿「幕府勘定所勝手方記録の体系——幕府財政史料の類型論序説(その一)」(その三)——『史料館研究紀要』五七号)。そこで取り上げた史料は、取箇帳・年貢割付・納払明細帳・年貢米金皆濟目録・勘定帳(地方・御金蔵・御成箇郷帳・勤方帳・村鑑大概帳・高国郡村名帳・高国郡訳帳・手附手代姓名帳・代官手附手代分限高書付と各附属書類である。そのさい各類型について参考史料を掲げたが、残念ながら同一代官所の同年のものを引用することはできなかった。

そこで本稿では、幕府直轄領のうち大名預所の一例として信濃国松代真田家文書(史料館所蔵)のうち高井郡一二か村・水内郡四か村、計一六か村七四五七石六斗五升三合についての文久二年(一八六二)の各種の史料が大体揃っている

幕府領貢租・財政史料の体系(大野)

るので、史料相互の関係を検討することとする。

文久二年の預所関係史料は次のものである。

- ① 定免破免検見御取箇目録 十月
- ② 御取箇三拾三箇年取米増減差引書付 十月
- ③ 御取箇増減仕訳書 十月
- ④ 田方検見一郡限帳 十月
- ⑤ 取下場免直一村限仕出帳 十月
- ⑥ 畑田成之分田高江組入候付御届書 十月
- ⑦ 田方五分以上損毛一村限帳 十月
- ⑧ 御取箇之儀ニ付申上候書付 十月
- ⑨ 高井郡村々定免御取箇下組帳
- ⑩ 高井郡壱箇村破免御取箇下組帳
- ⑪ 高井郡村々検見御取箇下組帳
- ⑫ 水内郡村々定免御取箇下組帳
- ⑬ 高井郡村々荒地起返高反別増米一村限帳 九月
- ⑭ 御取箇増減仕訳
- ⑮ 御成箇郷帳 十一月
- ⑯ 御物成米金納払大積明細帳 十二月

⑰ 皆済目録

⑱ 御勘定目録（地方） 元治元年八月

右のうち幕府勘定所宛となっているものは①～⑧・⑮・⑯・⑰の二一点である。また文久二年分には欠けていて他の年にある別種の史料は、

⑲ 割附 嘉永二年

⑳ 御年貢石代直段書付 明治元年

㉑ 厘附帳 明治三年

である。したがって文久二年同一年のものについては各項目の数字の比較検討によって、各財政史料の相互関係を規定できるのである。

一 取箇決定の史料

取箇帳は田方検見終了後代官が取箇を決め勘定所に提出、経伺する帳簿で、一郡限りに定免・破免・検見に区分し、田畑本途・反高・見取とも取米永に厘を付し、外納物は載せない。そして前年より十か年以前までの毎年の取米永との差引増減を記して取箇の高下を見、国限り・一支配所総計を付す。勘定所では取箇方において取箇吟味を行なうて代官に達し、代官は請書を出して取箇帳に基づき割付や郷帳を作成する。

①の御取箇目録の書式は、信濃国高井郡定免八箇村、同郡破免検見取老箇村、同郡検見取六箇村、水内郡定免四箇村（同郡は破免検見取村はない）ごとに高反別、諸引高反別と内訳、残高反別と取米、高免・毛附免、去酉増米と内訳、酉年より前十か年取米増減差引、此訳田畑別が記され、検見取六箇村には秣場見取芝地反別・取永・去酉増減・反

永、見取畑反別・取米永・去酉増減・反米永が附記されている。最後に同書式で預所総寄があり、十か年取米増減差引に宝暦二年・延享元年・前々高免との差引も加記されている。此訳田畑別の後に、定免之通御取箇附候分・破免御取箇附候分・検見御取箇附候分の各高反別・取米記載、最後に外書として見取総寄が記されている。

①御取箇目録の下帳として⑨⑩の下組帳があるが、これは検見帳・仮仕出・皆無仕出などに基づき作帳されるのである。⑨⑩の下組帳(当戊午御取箇一卷之内下組四冊として一帳に控えてある)は郡別、定免・破免・検見ごとに作帳される。書式は村ごとに(本田と新田が定免・検見に分かれている場合は一村が分化される)高反別、此訳田畑別高反別、年々引・連々可起返引高反別、外当戊起返高反別・取米、残高反別・取米、そして去酉増減米が理由別に記されている。見取は外書で最後に記載される。つまり下組帳は村ごとに田畑本途・見取のみで小物成・運上冥加・高掛物・口米永は記載しない。そして定免・破免・検見ごとに右寄がなされ、国郡寄・支配所寄はしない。この郡別定免・破免・検見ごとの右寄が①御取箇目録の御取箇附候分と十か年取米増減差引以外の全記載事項と一致し、つまり各下組帳寄が取箇帳に転記される関係になっているのである。

①御取箇目録には②③④の附属書類(当戊午御取箇一卷之内六冊として一帳に控えてある)があり、同時に勘定所に提出された。

附属書類と①御取箇目録との相互関係を検討してみよう。⑤取下場免直一村限仕出帳の高井郡幸高村の記事を例示すると、前々石入引る文化十一戊芝畑起返高四石一升が文久二年免直しとなり米八合去酉増と記されているが、⑩下組帳にある幸高村記載に米三斗八合去酉増のうち米八合免直増となって⑥と合致する。しかし残米三斗は「御勘定方吟味ニ付本免入増」「同免直増」と記され、⑥仕出帳には記載されていない。これは他の村々も同様であり、仕出帳に基づき勘定所吟味増減があり、下組帳作成となることが理解される。

また⑥畑田成之分田高江組入候御届書をみると、高井郡村山村では畑田成高七石四斗が当年田高に組み入れられている。うち天保十一子田成本田中畑二筆高三石・取米八斗一升五合は⑩下組帳の村山村本田分に認められ、天保十亥田成新田下畑一筆高四石四斗・取米五斗五升が下組帳同所新田のそれぞれ畑田成増減(田高米増・畑高米減)として記載されている。しかし⑨下組帳の他の御勘定方吟味ニ付増減(同畑田成増減を含む)は⑥には全く記載されていない。従ってこれも届書ののち勘定所吟味があつて下組帳作帳となつていたのである。

次に④御取箇増減仕訳は村ごとに去酉増減高反別のみとその田畑米高を記し、その下に畑田成増減・定免切替増・免直増・検見減・破免減、および御勘定方吟味ニ付本免入増・同免直増・同起返増・同畑田成増減を記し、田米・畑米ごとに差引、ついで田畑米差引増減米高を記し、外書に見取米の去酉増減を記す。また運上・冥加の切替増・新規など増減永高を朱書する。そして郡ごとに右寄し、最後に両郡寄をするが、これが①御取箇目録の総寄取米の去酉増減にそのまま転写される関係になる。

また⑧高井郡村々荒地返高反別増米一村限帳は起返のあつた村ごとに起返畑高反別(当年は起返田なし)・取米および当戌の増米高を記す。このうち本免ニ起返候分はそのままであるが、取下ニ起返候分は外書に元取米減米額を朱書し、最後に右寄を記す。その当戌の増取米が①御取箇目録の総寄取米の去酉増減のうちの御勘定方吟味ニ付起返増の項目となる。

⑨の御取箇増減仕訳書は④と似た表題であるが、内容は預所総高と定免之通御取箇附候分・破免御取箇附候分・検見御取箇附候分の村高・取米および巳酉迄五ヶ年平均増米が附記されている。このうち御取箇附候分の定免・破免・検見高・取米は①御取箇目録の総寄の同様記事内訳と同じである(ただし①の同部分には反別も記載されている)。

⑩御取箇三拾三箇年取米増減差引書付は当年取米(本途のみ)と酉(文久元年)より寅(天保十三年)、安永五年より

元年、明和五年より元年、宝曆二年、延享元年、前々高免の三十三か年取米との差引増減を記すが、これは①御取箇目録縁寄の十か年および宝暦二年・延享元年・前々高免との差引に同じく、⑧御取箇の儀ニ付申上候書付の文言に概略記述されるのである。また④田方検見一郡限帳は高井郡田方検見四か村の三拾三箇年取米増減差引であるが、このようなものが郡別、定免・破免・検見別、そして田畑別に作成されたとも考えられ、田畑合計差引をしたものは①御取箇目録の各十か年取米増減差引の数字記載にも利用されるであらう。

ところで⑦田方五分以上損毛一村限帳は①御取箇目録や⑨⑩下組帳にも直接の関係はないが、⑮御成箇郷帳の定納物のうちの大豆定納と高掛三役（御佐馬宿入用・六尺拾米・御蔵前入用）は田方五分以上荒地のとき損毛田高は掛高から免除される定めであることから、その根拠の帳簿となる。

御成箇郷帳は取箇（本途・見取）および定納物を村ごとに記載した年貢元帳である。郷帳に記載する年貢・定納物は土地より発する納物の元であり、本途に掛る口米永、出目米・延米、および年々増減ある諸運上・分一・臨時物は記載しない。⑮の御成箇郷帳では定納物は大豆定納・夫金・山役小物成・干揚場草永・芝地草永・鉄炮役納菓代蠟代屋並金油絞冥加小物成、および高掛三役である。外書は酒造冥加永・油絞冥加永・水車運上永・質屋冥加永の年季物である。さて⑭御取箇増減仕訳の前年増減のある朱書運上・冥加は郷帳や割附に当然記載されるのである。この場合他の運上冥加は前年の郷帳・割附の数字を用いればよい訳である。

また郷帳には前四か年との増減差引および五ヶ年平均が記されるが、そのためには村ごとの厘附帳が用いられたと推測される。文久二年厘附帳は欠けているが、明治三年厘附帳があり、嘉永二年より明治元年までの二十か年取米・厘附が記載されているのである。

以上に基づき村ごとの割附が作成される。

二 年貢皆済・決算の史料

年貢割付ののち、年貢その他の取立米金および村方渡米金の額が確定した時点で、年貢皆済の前に勘定所に提出する帳簿に納払明細帳がある。これはその年の御蔵・御金蔵へ納めるべき一切の諸納物を組み入れ、村方渡の米金等もすべて払に立て、ただ地方勘定帳に組まない分は外書として最後に記し、勘定仕上げの元払になす帳簿である。

⑩御物成米金納払大積明細帳は預所すべての本途米・見取米永・小物成米永・草永・酒造冥加永・諸運上(運上冥加)・夫金・定納大豆・高掛三役米永・貯夫食二十分一御下穀の合計米・大豆・粳・永が記され、此訳として本途・見取・小物成・御伝馬宿入用米・六尺給米・大豆の代金納額が郡別に記され、下に平均値段が注記される。そして差引米・粳・永額と此渡方として大豆代米渡・貯夫食二十分一御下穀・八拾歳以上之者江被下銭(永)と残納永額が記される。外に包分永がある。外書として口米金納・口永が記されているが、これは⑪御勘定目録には記載されない。本来代官所においては口米永は勘定帳に組み入れられるが、大名預所では口米永が預所支配経費として大名に渡されるので外書としたものであろう。

年貢皆済になると作成される年貢米金皆済目録は、定免・検見訳をせず村ごとに本途・見取・高掛物・小物成・口米永・諸運上分一等に計り立を付け、そのほか払物代金まで御蔵・御金蔵へ納めるべき品を一口限り記し、石代の分は内訳して代金を記し、元払勘定に合わせた帳面である。

⑪皆済目録は村ごとに本途・見取米高と内訳金納、小物成代永、定納物諸永納、夫金、大豆金納、高掛三役代永などの納合、および口米永・二十分一御下穀が記載され、郡寄・総寄が付される。納払明細帳と異なる点は、村ごとの記載があること、渡方が記されないことである。

年貢等は取箇帳・割附・郷帳等に記載された米金通りに納入されるのではなく、実際は石代納される額が多い。そのさい石代値段の決定については㊸のような御年貢石代直段付が作成される。高井郡石代値段は須坂町・飯山町、水内郡石代値段は須坂町・善光寺町の上中下米あるいは大豆平均値段によって本途・見取・小物成・御伝馬宿入用・六尺給米の石代値段が、そして右値段より安値段で三分二石代値段が、さらに右値段に一定金額を加えて口米値段が決められている。大豆値段の決定も同様である。

最後に年貢米金およびこれに付加する小物成・運上冥加・口米金その他の雑租の出納・皆済後決算する帳簿としての地方勘定帳の例として㊹御勘定目録がある。これは信濃国総寄であり、本途見取の米納・永納・石代金納とその内訳、山役小物成米金納と内訳、大豆金納、小物成、酒造冥加永、水車運上永、油絞冥加永、質屋冥加永、夫金、御伝馬宿入用米金納と郡別内訳、六尺給米金納と郡別内訳、御蔵前入用永、貯夫食二十分一御下穀の額が是者書で詳細に記され、これを勘定の元組に仕上げるべき証文の差出人名が記され、右寄がなされる。渡方としては御金蔵の御金奉行渡、八拾歳以上之者被下銭渡、大豆代米渡、貯夫食二十分一御下穀があり、勘定の払に立てるべく証文主名が記されている。この勘定仕上げ（決算）は元治元年八月に提出、十一月に勘定奉行・吟味役組頭の吟味奥印にて真田家役人に下げ戻されている（預所分は老中奥印はない）。㊺御勘定目録は㊻皆済目録、㊼御物成米金納払大積明細帳を元に作成されているが、基本的事項と数字は納払明細帳に近い。ただ納払明細帳にある包分永と口米永は㊽御勘定目録にないのは前述の通りである。記載事項が詳細を極めているのは勿論㊾御勘定目録の方である。

お
わ
り
に

真田家文書に含まれる預所史料を取箇決定、年貢皆済・決算の二面から検討し、その相互関係をもとに財政帳簿組

織を分析してみた。大名預所の財政帳簿は基本的に代官所のそれと同性格同書式であるから、これによって幕府財政史料の基本類型はさらに豊富になった訳である。なお代官所作成の財政史料の基本類型については詳細に既述したのでそれに譲りたい（「幕府勘定所勝手方記録の体系」）。ただ前稿では不明のため推測の域を出なかつたものについて、その後の史料の実在によって明確となったことを補足して本稿を終りたい。

第一は、割附の存在を知りえず、江川家文書にある割付下と下組帳の異同を明確になしえなかつたが、真田家文書に割附が存在し、かつ下組帳と異なることが判明した。

第二に、石代値段決定に至る手続きで書付が作成される筈であるが、真田家文書の石代直段書付はその一つであることが証明された。

第三に、前稿（その二）の勘方帳の項目で添えて出す「八箇条通物」の性格・内容は不明としたが、神宮文庫所蔵「地方帳面伺書類」により、八ヶ条は、一田畑荒起、一田畑荒高、一御普請、一定候御年貢之外、一堤川除井筋其外、一何ニ而も百姓稼ニ可成儀、一旱水損、一前条等之外ニも、の八項目であることが判明したのである。

真田家文書と松代藩家臣団の職制機構

原 島 陽 一

松代藩の、いわゆる藩政史料としては、長野市の真田宝物館に伝蔵する史料と、現在は史料館が所蔵している真田

家文書との両方だけでも優に四万点を超す史料が残されている。このほかに、他の個人や機関の所有に移動してしまつたものや、旧家臣家に襲蔵されているものなどを加えれば、その総数はかなりの量に達する。この多量な真田家Ⅱ松代藩の史料から、大名文書の基礎的系譜なり類型なりを追求する方法は、当然ながらいくつかの多様な手段が考えられるが、ここではその一視点として、藩の機構の具体的表現である家臣団の構成ないしは在り方との関連において、それぞれの史料の成立要因を考えてみたい。

そのためには、藩政史研究における家臣団の占める重要性を十分に認めつつも、大名文書の成立との関連を説明することに主眼をおいて、家臣団の存在を把らえねばならない。この場合にも、まず求められるのは家臣団の各個人の履歴である。一通の文書、一冊の記録の成立を知るといふ最低限の必要に応じるためにも、この人名カードの作成は必須の前提作業といえる。松代藩には、他のいくつかの藩史料に見出せるような、家臣の累代にわたる履歴簿に類する史料が伝存していないため、各家の略系譜・明細書など——そのいずれもが不完全な端本を数種類集めるといふ不便さはあったが、幕末期を主とする後期の人名カードを約三千枚作成することができた。このカードについては、一種類の原史料に基かないために同一人や統柄の認定に不徹底を免かれず、記載内容にも規格性を見出せないなどの史料の制約による欠点のほか、他の史料による補充や、史料の残存していない年代の分の追加によって一層の整備を計る必要があり、さらに作成カードを基準として、役職名・通称などの別種索引の作成も考えられる。このように、まだ未完部分を残す家臣人名カードではあるが、史料の成立については既に無数の裨益を受けており、別稿井上報告のなかで触れている役職による分類項目の設定なども、このカードの存在によって始めて可能性を見出し得たといつてよからう。

もちろん、内容の不正確な点や、兼職に対する職責の不明明など幾つかの欠点があることは認めねばならないが、

それらはこの種のカードに共通して指摘し得る一般的な欠陥であり、その多くの点は前述したような補正・追加によって今後は正を試みていきたい。

ところで、近世幕藩制下における武士は、番方と役方とに二大別して考えるのが一般的である。確に、起源的にみても成立期にはこのような区分が存在し得たし、番方における家格の秩序が後期まで存続したのも事実であるが、一方において役方機能の増大とそれに伴う役方重視が次第に顕著となっていくことも、多くの事例で証明されている。松代藩においてもこの傾向を認めることができる。とくに残存史料から推定し得るところの、当時作成されたであろう夥しい史料の量と、それらの史料の作成を必要ならしめた要因とについて考えるとき、そこには藩政における官僚機構または家臣の官僚化の進展を指摘することができ、必然的に役方機構の整備が予想される。役方機構の整備は、職制規則の確立となって表現されるが、松代藩の場合には、役職の構成体系や、各年代における機構の確認は未だ十分とはいえない。しかし、『役人帳』などの史料によって、特定の年代については三二九の役名を挙げることができ、若干の役名の変更や所掌事項の移動などを知ることが出来る。この職制に関する説明——全体の体系と個々の役職の機能や変化とを含む説明は、前記人名カードの整備とともに今後に残された重要な課題であり、しかも両者に共通する性格は恐らく併合利用によって一層その活用を有効にすることができよう。さらに、この二つの重要なデータは、当面の目的たる古文書学的研究の分野のみにとどまらず、広く家臣団あるいは松代藩政史研究全般にとっても欠くことのできない資料として、その利用には各方面からの活用が予想されるので、この意味からも両データに関する今後の整備と研究には十分に意を注ぐとともに、その成果には期待がもてる。

松代藩の職制については、前述のように未だ十分に明確となっていないが、いくつかの問題が浮上している。例えば、主要な役職が表御役（表御用人・御取次・御留守居・御使役など）、御側向（御側役・御側目付・御膳番・御

近習など)、大御役人(寺社・郡・町などの奉行のほか、御勝手元々役・御勘定吟味役など)の三系列に大別されていたことが確認できる。実際には、このほかにも地方や奥向の役職があり、それらが右の三系列と各現場でどのように連繫していたか、その実態の究明が進めば、全体の組織構成を把握し得ると考えられる。また、右のような三系列の区分が実施された時期や背景についての検討とともに、この設定が番方と役方との区分と同様に、家臣の世襲制とどのように関連していたかを注意深く追求せねばならない。それは各個人の役職変遷の系譜に何らかの統一性を与えることになるかも知れないからである。家老や城代は右の三系列とは別に、それらの上級職として存在しているが、それらを含めて全体がどのように位置づけられ、相互に関係を有していたかを考えねばなるまい。

だが一方において、家老をはじめ右の三系列の役職は家臣団のうちの上位者または中ノ上の者に限られるのは当然であり、従来の他藩の研究でも概してこれらの階層の家臣団が研究対象とされることが多く、これより以下の家臣層に及ぶものは少い。しかし、右の上中級職はもちろん、それ以下の役職についても、それぞれの役や係が実際の行政の執行に当っては、それを担当する人員が必要であった。松代藩では家中全員を示すとき「家中上下」と記すことがあるが、これは御目見を基準とした以上と以下の「上下」のようであるが、右にいう行政執行の末端処理人が足輕または仲間などとして、その最低層におかれる場合には、時に「一代御目見」の待遇を受ける者があって、「上下」の概念は必ずしも一定しにくい。だが、ここではそのような身分に拘る問題は別として、彼らが得ていた待遇や、その職種などを中心に考えねばならない。彼らが配属されるべき役や掛りは、前記の役人帳の中にその名称を見出すことができるものもあるが、その配属は必ずしも固定的ではなかった。少なくとも、月毎に配属される不安定なものであった。もちろん、各役職が勝手に雇傭するものではなく、いわば集団として登録されたものを、割番所において一括して毎月の配分を決定する形式になっていた。彼らの人数は、需要供給とも變動的であるが、安政六年六月

を例にとれば、供給人は九三九人で、この中八二二人を恒常的需要として五六掛りに配分している。その主要な配分先を挙げれば、

本誌	一一〇人	御用誌	二五人
松原誌	一〇〇人	増本誌	二四人
家老等四一人個人附	九七人	御飛脚才領組	一七人
道橋方手附	一七人	御目付附人	四〇人
御代官附	二〇人	御辻御番人	二三人
割番誌	二〇人	小頭	九六人
郡方公事方手附	一四人	町方手附	一〇人

などである。右のうち小頭の内訳をみると、これも月により人数・役名に異動があつて同一でないが、一列を挙げれば次の如くである。

御普請方元ヱ、道橋方元ヱ、表御納戸元ヱ、御納戸物書、御払方物書、評定所物書、御町方物書、御普請方物書、御蔵廻方物書、表御用人物書、御預所物書、江戸誌、火消、定押頭取、御武具元ヱ、廻り役、御持筒組

右の人数は一定でないが、物書役に三十数名が配属されていることは、史料の作成過程を考える場合に参考にすべきであろう。なお、総供給人から配分人を差引いた残りの人数は、これに悴勤の御雇組を加算して臨時需要に対する追加配分にあてているが、今回の論題に直接関係しないのでここでは指摘するだけに留めておく。ただ実際の行政面で欠くことの出来ない職員が形式的には人物も人数も不安定であつたことは、職制全体の構成問題として看過し得ない。同じく身分的には低く定められながら、多少とも技術的な役職の場合は（鍛冶・鉄砲師・木挽・御煮方など）少

なくとも人物については固定的であることと比較するとき、右の配分制度のもつ特殊な性格が顕著となるように思われる。

最後に、松代藩は外様大名であるにも拘らず、幸貫の代の天保改革期に幕府の老中役を勤めているが、このことと文書作成および家臣団との関係について付言しておく。老中在職の故に作成された史料は、役中の「日記下調」を頂点として、量的にはともかく質的には全く異った種類の史料を混在させる結果となっていることはいうまでもない。家臣についても、御役拜命と同時にこれに必要な三十人近い家臣を在所からも集めており、これまた真田家にとって異質の役職体制が混入したことになる。従って、この時期の史料は、あくまでも真田家文書の一環にはありながら全く別種の取扱いを求められるものである。

藩財政史料の構造と分類法について

——松代藩の江戸御用金史料を通じて——

井 上 勝 生

史料館に所蔵されている松代・真田家文書（冊子型態のもののみで一万点以上）のなかに占める藩財政史料の比重は、量にしておよそ五分の一と見積られる。このような比重を持つ松代藩財政史料は、他の諸藩の財政史料と比較し

た場合も、またきわだった特色を持っている。残存する諸藩の財政史料の多くは、実は特に残された総決算書や後世に編集し整理された記録類である。これに対して松代藩財政史料は、後世の史料の取捨選択や編集・整理の跡が全く認められない。すべて当時、各原局で作成されたところの生きた、したがって雑多な帳簿類の堆積である。財政史の生史料であり、生きた藩財政を窮いうる史料群である。ただ生史料であるが故に、複雑な藩財政のカラクリを知ることとは、いやが上にも困難であり、これらのはとんどの帳簿は、ごく基本的なもの以外は、全く解析されていないのが偽らざる現状といえよう。

松代藩財政史料は、「信濃国松代真田家文書目録」(史料館所蔵史料目録「第二十八集」)のなかで分類・整理が行われ、本年度(五十二年度)末には刊行される予定であり、作業は大詰を迎えた段階で中途であるが、財政史料の一端を報告し、あわせて分類・整理作業に言及したい。

藩財政の帳簿の整理は、帳簿の作成された原役局を確定することから出発するが、この原役局の確定は、必ずしも容易な作業ではない。帳簿の多くは、作成役局名が記されてはならず、ただ作成者の名前を連記するのが通常である。このような作成者の名前から原役局を確定する作業のためには、文部省科学研究費の補助をうけて作成した真田家中人名・役職カード(約五千枚)がとくに有効であった。人名・役職カードなくしては、ただ史料の大海の中で途方に暮れるしかなかったであろう。

こうして帳簿の原役局別の分類を、最初に行った。いわゆる機能別分類である。

〔補注〕機能別分類については、たとえば大野瑞男「近世史料分類の現状と基礎的課題」(史料館研究紀要「第一号所収」)や、鎌田永吉「近世史料の分類」(「同」第九号)を参照されたい。

その結果、現われた主な原役局は、御金懸、元方御金奉行、収納方、御余慶方、御内借方、払方御金奉行、代官、

勘定役、勘定所元々、勘定吟味役、御勝手元々、御納戸役、御側御納戸役などである。これらの役局別に各史料群が配列されるのであるが、このような分類・整理作業から機能別分類法の持つ現実の利点が明らかになったと思う。

今ここで、例を江戸御用金に採り、機能別分類法の科学的利点と、欠点について述べたい。江戸御用金に関する基本的史料は、次の六つの役局に存在する。

御金懸——「江戸御用金出元帳」（万延元年——明治）

元方御金奉行——「江戸御用金御臨時引分窮帳」（天保元年——慶応元年）

御収納方——「江戸御用金留帳」（万延元年——慶応三年）

御余慶方——「江戸御用金留帳」（文久三年——慶応元年）

払方御金奉行——「江戸御用金立合見届帳」（嘉永六年——慶応三年）

御勝手元々——「江戸御用金御臨時引訳一紙」（天保元年——慶応元年）

江戸御用金のある部分に関する史料——たとえば、御飯米代とか定式御臨金とかに関する史料等々——は無数であり、これまた奥が深いものであるが、この六群——もっとも払方御金奉行の「立合見届帳」は綴帳一点のみだが——を江戸御用金の全体に係る史料とすることができよう。かりに内容別（主題別）分類を採用すれば、たとえば「江戸御用金」というような項目のもとに、この六群の史料は一括して登場させられるであろう。この六群の史料が全く異なる項目のもとに分散して登場する点は、機能別分類の実際面における決定的とも思われる不便な点であり、このことを念頭に置いておこう。

とはいえ、機能別分類を最初に行った結果、各史料群の相互関連のあり様は、より明瞭になっている。たとえば、「江戸御用金留帳」というまったく同じ主題を持つ史料群は、御収納方と御余慶方の二つの項目に登場しているが、

これは理由のあることである。すなわち、江戸御用金は、もともと御収納方分と御余慶方分とに別れており、それぞれから払い出されているのである。したがって、同じ型式の「江戸御用金留帳」が二つの役局で独自に作成されることになったのであり、これは江戸御用金の出発点とも言うべき帳簿である。

より詳細に検討すれば、御収納方と御余慶方とが払い出す二通りの江戸御用金は、それぞれ支出項目において厳密な区分がなされているのであって、それは、左の如くである。

御収納方分——「御当用金」・「御飯米代」・「御献上代金」・「猿楽配当米代」他。

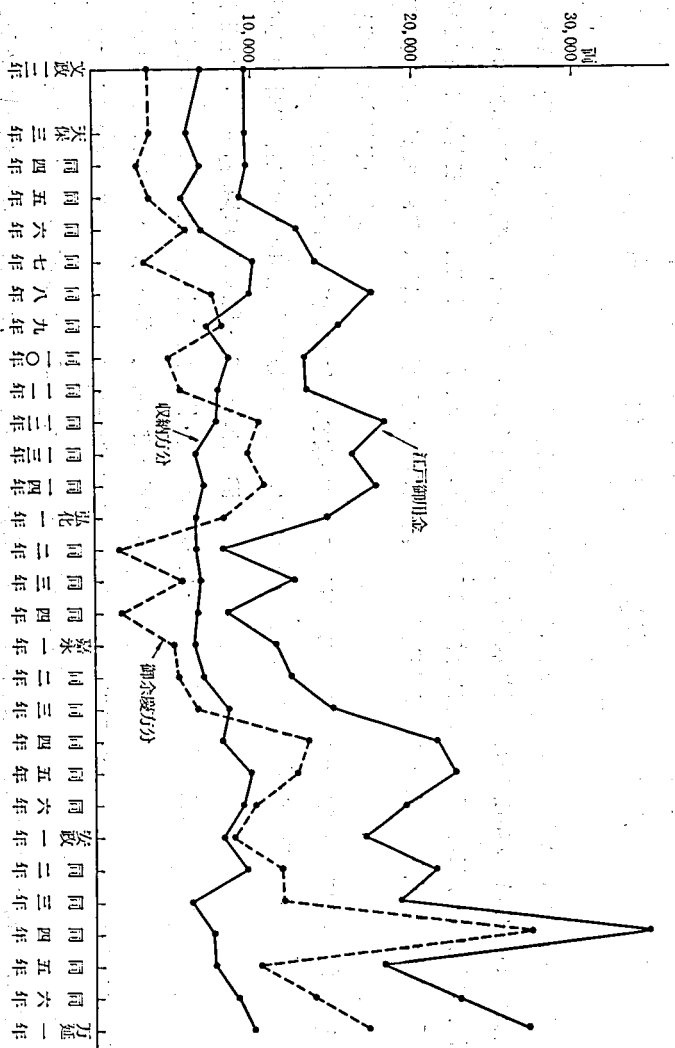
御余慶方分——「定式御臨時金」・「御臨時金」他。

御余慶方の「定式御臨時金」とは、定式の御臨時金という意であって、定式金と御臨時金の意ではない。すなわち、御収納方分は、「御当用金」・「御飯米代」等の經常経費に限定され、それ以外の種々の臨時経費は、すべて御余慶方から払い出されたのである。

吉永昭氏は、松代藩財政をはじめ体系的に解明した研究「藩財政についての基礎的研究」(「史学研究」五六・五七号)において、江戸御用の中に占める御収納方と御余慶方の位置を数表化して、江戸御用金の変動を支えたのは御余慶金であることを指摘し、御余慶方が増大する江戸御用金のための処理機関の性格を持っていることを推測されたが、右のように、御余慶方が江戸の臨時経費をすべて分担する役局であったのであるから、それはまったく正当な指摘といえよう。

江戸御用金の変動と御収納方と御余慶方の関連は、すでに吉永氏が詳しく検討されているが、今一度、文政末年から万延元年に至る変動を表一に見てみよう。まさに、松代藩の江戸御用金の弾力性を支えているのは、収納方分ではなくて、御余慶方であることが明らかである。このことは、対外問題が登場し、海防負担がのし掛ってきた安政期に

表1 江戸御用金表



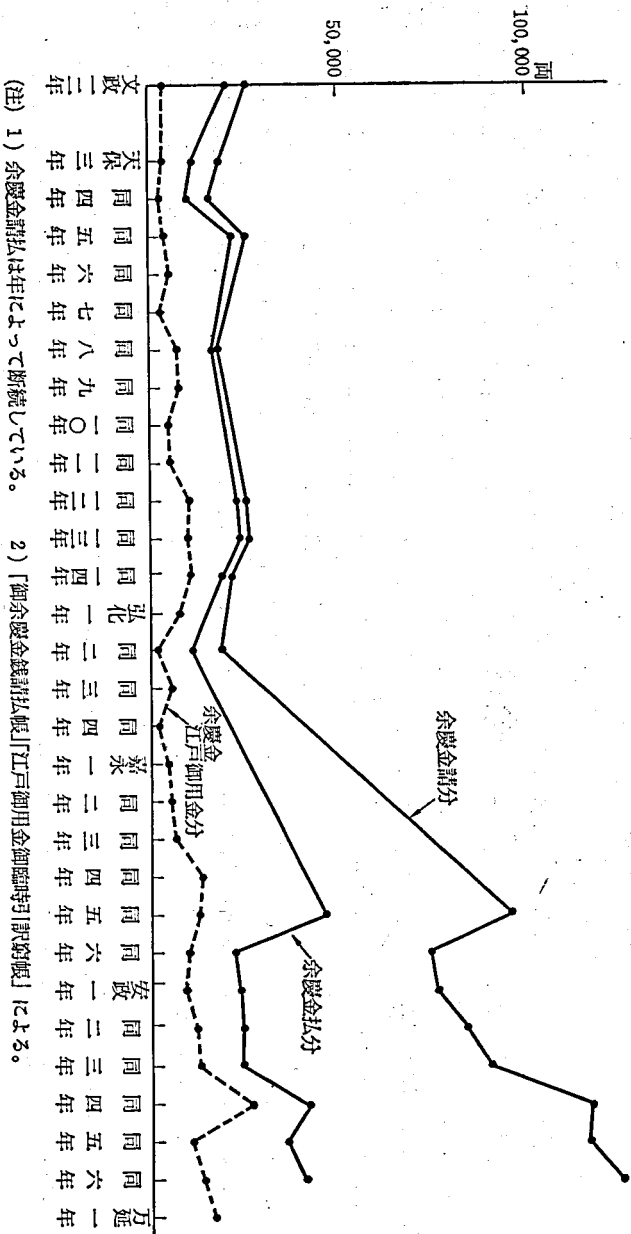
(注) 1) 収納方分+御余隠方分=江戸御用金である。 2) 「江戸御用金御隠御寄附御寄帳」による。

特に明瞭であり、また、藩主・真田幸貫が幕府老中職に在任した天保一二年から弘化元年にかけては、当然、予想されるように江戸経費が増大しているが、この経費膨張を支えたのも御余慶方である。

この御余慶方は、他の諸藩のいわゆる別途会計金と性格が似ているが、吉永氏は、これを、前掲論文において、増大する江戸御用金を補うための処理機関の性格を持つものと推測されたのであった。この推測の正しさは前に見た通りであるが、もう少し詳しく表一を見てみよう。文政末年から嘉永初年に至る約二〇年間に、御余慶方の臨時経費が御収納方の經常経費を超える年は、幸貫の老中職在任中の四年間を入れても計五年間でしかない。また、弘化年間には、御余慶方の払い出分を減少させることによって、江戸御用金の縮少を計った形跡すらあるのである。他の諸藩の場合を考えても、松代藩がこのように厳密に經常経費と臨時経費を区分した背景は、もともと、増大する江戸御用金を抑制する意図が働いていたと考えて間違いないだろう。

御収納方と御余慶方の二つの江戸御用金は、御金懸で合体され、江戸へ送金された。この御金懸の送金台帳が「江戸御用金出元帳」である。元帳によれば、万延元年の江戸送金は、正月二三日、二月二三日、三月二三日、閏三月二三日、四月二三日、五月二三日、六月一八日、七月二三日、八月二三日、九月二三日、一〇月一五日、十一月一五日、十二月三日、一月二九日、二月二一日の一五回に行われており、十二月以外は月に一回、それも二三日というのが一応の基準であったようである。このように二つの御用金が合体されて送金されたから、後に、元方御金奉行の「江戸御用金御臨時引分窮帳」や御勝手元々の「江戸御用金御臨時引訳一紙」が作成され、臨時経費は經常経費から厳しく区分され、チェックされたのである。ここにも江戸御用金を抑制しようとする意図を推測することができるのである。しかるに表に見られるように、嘉永四年以後、御余慶方は御収納方分を超過し、遂には遙かに上回って回復することがなかった。ここでは、幕末という特定時期の問題、そこにおける臨時経費と御余慶方分の性格変化の

表II 余 慶 金 請 払 表



(注) 1) 余慶金請払は年によって断続している。 2) 「御余慶金錢請払帳」「江戸御用金細臨時引取貯帳」による。

問題を考慮する必要がある。

ここで御余慶方の江戸御用金分だけではなく、御余慶方の全体とそこにおける江戸御用金の位置が検討されねばならないと思う。表Ⅰは、御余慶金の全請払分と、御余慶金の江戸御用金分とを示したものである。御余慶金の全請払分が連続していないのは残念であるが、嘉永期を画期とする御余慶方の性格変化は一層明らかであろう。

天保期においては、御余慶金の江戸御用金分の払分全体に占める位置は必ずしも決定的なものではない。しかしながら安政期においては、江戸御用金分は払分全体の變動をはっきりと規定し始めており、その位置をほぼ決定的にしている。また、嘉永・安政期には、御余慶方に膨大な支出残金、つまり備蓄金があることが解る。いずれもこの時期の松代藩軍政改革を措いては考え難い問題である。今や、江戸御用金の問題は、御余慶方全体の膨張、性格転換の問題と関連させずに語ることはできないことが明白であると思う。

前に、機能別分類を最初に採ったために、江戸御用金の史料群が各原役局に分散されることからくる利用の不便について言及し、主題別（内容別）分類によって「江戸御用金」のような項目を建てれば、このような不便がないであろうと述べた。だが、そのような主題別分類を採ることによって藩財政史料の利用が便利になる、と安易に述べることはできないだろう。その結果、御余慶方の「江戸御用金留帳」は、御余慶方の全体の史料群から切り離され、同様に御余慶方史料群は解体されるであろう。その結果、御余慶方御用金を御余慶方全体の中で論ずることはますます困難になろう。藩財政史料の場合、主題別分類が生きた御余慶方の有機的な姿や生きた藩財政を復元する「よすが」となる分類法とは、断定しえないのである。

このことは、御収納方の「江戸御用金留帳」の場合は一層、明らかであって、この留帳は、他の「本上納留帳」

「御払切留帳」・「御中借留帳」らと一つの袋に入れられている。まさに御收納方の中で、「江戸御用金留帳」は、他の史料との密接な有機的連関を持っているのであり、この史料だけを切り離す訳にはいかない。もっとも、これも場合によることであり、松代藩の諸冥加上納金は、勘定方や、作事方・普請方・産物方・勘定吟味役らの人別帳、上納元帳によって収取されており、これらの帳簿は、型式も統一されており、一括した方が利用し易い典型的な例である。機能分類を採るか、主題分類を採るかという問題は、容易に決着し難いものであって、現実の史料を前にして決定するより他ない。まさに、分類法の問題は、まだまだ未開拓な、奥行きの高い課題なのである。

なお、払方御金奉行の「江戸御用金立合見届帳」について触れなかったが、ここで出てくる江戸御用金は、家中定府・長詰・長滞の者への切米・手充金支給と参勤交代道中御用金に限定されたもので、本文で述べた江戸御用金とは性格を異にする。

近世京都の町方史料

鶴岡実枝子

近世の町方史料の基本類型を確定する作業の一段階として、徳川幕府の直轄都市のうち史料残存度の高い京都を対象として、つぎの三件につき調査を行ない、マイクロ・フィルムによる収集を行なった。

(一) 町代文書（古久保家文書Ⅱ京都府立総合資料館所蔵）

(一) 町会所文書

(a) 六角町文書Ⅱ中京区新町通六角下ル六角町、北観音山保存会所蔵

(b) 占出山町文書Ⅱ中京区錦小路通烏丸西入占出山町(以上は何れも京都市史編さん所収録フィルムによる)

幕藩体制下における近世都市の成立は、城下町に典型的にみられるように、その殆んどが権力によって設置されたところに特色がある。それはたとえ近世以前に成立した政治都市・港湾都市・門前町・寺内町などにしても、例外なく近世に至って幕藩制的秩序のものに再編成されたことを意味する。その意味で平城京・平安京の昔から室町幕府の崩壊まで、朝廷・公家・武家・寺社などの最高権力が凝集し、文字通り中央都市として存在した京都が、徳川幕府の江戸開府によって、その全国的位置づけを凌容させられた中で、前代からの高級手工業生産や求心的商品流通の中心市場としての地位を背景に、自治的伝統をもつ町の構造がどのような近世都市としての展開をもったかは、京都と共に三都と称された江戸・大阪の場合とは可成り異なった様相をもち、町方史料の在り方をも規定し、特色づけていようように思われる。

すなわち京都の町の構成は、織豊期の天文―元龜年間に、上下京合わせて十組の町組が編成されていたことが知られているが、その後の町組の増加と整理統合は寛文期にはゞ定着し、上京十二組・下京八組が幕政の行政単位として掌握されるに至る。ところで、それらの町組は「親町」「古町」と呼ばれ各町組を代表する町群と、「枝町」「新町」と称する町群および離れ町などから構成され、各町組の更に小組に分かれた内部の町々は、空間的に必ずしも隣接したものではなく、複雑に入り組んだ構造をとっていたことが報告されている(表1参照)。このような町組の再編成と自治機能の形骸化は、明暦二年正月の町触にみられるように、前代の町組の「月行事」「年寄」のような特定の町の統率者が存在せず、「廻り年寄」の方式をとる町々が少からず存在したことを示しているし、繁瑣な町政事務を厭

表1

上下京の構成

	組町名	組町の構成
上 京 十 二 組	上立売親九町組	枝町40町外ニ隨身町15町共
	上立売親八町組	枝18町共
	上中筋三十四町組	内訳頭12町, 枝22丁有
	下中筋十六町組	差配町73町共
	上西陣八十二町組	内訳頭8町, 枝74丁, 他ニ離レ町6町, 新シ町48丁共
	下西陣八十巷町組	内訳頭町5町, 枝76町, 外ニ離れ町5町共
	聚楽五組(六十八丁組)	89町并枝6町, 新シ町36町 別ニ2町共
	川東貳拾九町組	
	下川東二十四町組	
	上一条組(五組)	41町, 外ニ枝5町, 離レ町2町共
下一条組(八組)	43町, 外ニ枝11町, 新シ町12町, 離レ町4町共	
小川組三組	34丁, 内訳頭3町, 枝31町	
下 京 八 組	上良組十二町組	但衣棚突抜両替町共町名14丁有
	仲拾町組	但町名12町有, 外ニ枝2町共
	仲九町組	外ニ枝2町共
	三町組	但町名4町有, 外ニ新シ町38町共
	川西十六町組	外ニ新シ町51町共
	巽組	11町并枝11町有, 外ニ新シ町111町 離レ町5町共
	南良組	1002町有, 外ニ新シ町49町共
川西九町組	11町有, 外ニ新シ町154町共	

「親町要用龜鑑録」(『日本都市生活史料集成』第1巻 P95~96)より

町代役元来之儀、応永之頃
 京都御所司代之御始多賀豊
 後守様御在役当所之儀能存
 知い者御尋之

って町組が雇用したといわれる町代が行政機構の末端に連なる存在として重用されてくる契機となったと思われる。
 町代の出自については、遙か後年の寛政四年の町代仲間の書上扣⁽³⁾に

節、私共先祖之儀ハ当所之地士ニ而民家之取扱も仕ひ付被召出、土地之儀御尋有之、被仰出ひ儀民家之ものへ申渡し、夫より先御代御所司前田徳善院玄以法印様御在役之節ハ平日御屋敷ニ相詰御用承り、町中江被仰渡ひ義可申渡旨私共江御宛被成下ひ御直書被下置、只今ニ所持罷在、尤町方ハ申上ひ儀ハ取次言上仕ひニ付町代と御呼被成、勤方之儀も当時他所ニ而之惣年寄役を相勤、既ニ私とも仲ケ間之内唯今之町代松原政五郎先祖松原宇右衛門事法春義、京都町年寄頭町中之取次支配可仕旨、天正年中御朱印頂戴罷在(中略)、慶長五子年関ヶ原御陣之節ハ上京町代山内五左衛門事宗佐、下京町代山内庄兵衛御機嫌為御伺罷下りひ処、御目見被仰付(中略)、尤古來町代役之もの上下京ニ四五人而已ニひ処、段々御用等も多、兄弟別家仕、其外由縁之者追々相増、当時十二人有之(下略)

とあって、二十数年後の文化末年から文政初年にかけて京都市中あげての騒動となった「町代改義一件」では、殆んど不採用となったこの町代の古格の書上には、町代の専権に反撥する町方への示威的紛飾のあとが濃厚であるが、寛文期以降世襲を認められ、実質的には大坂などの惣年寄に比肩ないしそれ以上の権限を認容された現状を背景としていたことは窺われる。

寛文八年京都町奉行の創置に際し、上下京町代が書上げた「町代役之覚」によって、当時の町代の役務は次のように整理されている。

- (1) 町触の伝達
- (2) 年頭の拜礼
- (3) 上洛・上使・二条城番衆の宿割案内
- (4) 禁中作事、賀茂川川除等普請の指示伝達
- (5) 禁中の諸役免許についての伝達
- (6) 町中公事人の呼出し及び公事場の出入
- (7) 公事日・訴訟日に出仕
- (8) 町中の事件に関して奉行所への伝達
- (9) 町中預け者に対する処置
- (10) 女手形への加判
- (11) 火事における出勤
- (12) 町中の検使および關所道具改めの際の立会
- (13) 二条城における鎗・屋根みがき御用の指示
- (14) 町方橋の修繕
- (15) 昼夜

町巡回の時の随行 (4) 藪竹切の町夫の指示 (4) 奉行所へ一人宛出仕

ごく早い時期の町代の用務は、所司代からの町触の伝達や町方上申の取次と年頭拝礼とされているが、寛文期にみられるこのような奉行所の下役人的役務が何時頃から始まったかは明確ではない。現存の古久保家文書で寛文以前の公用関係の史料を探せば、寛永三年六月「上様京江御上落之時町衆御礼并進物覚」の他、慶長八年七月西洞院通昆沙門町・聚楽川東春日通横鍛冶屋町の「拾人組帳」、寛永二〇年「上下京年人御改帳」などの警察的用務、元和元年「新町御地子御赦免之帳」、寛永三年七月「西陣四千貫文借帳」と、新町の地子免除や、西陣の拝借銀の割賦、また万治四年正月「禁中様御炎上ニ付町中の人足出申覚」では正月十六日から四月十二日に亘って五万余人に及ぶ大懸りな御用人足の徴発に町代が係わっていることが知られる。

町代の人数は世襲が認められた寛文期にはほぼ固定したとみられるが、正徳時は表2の通りで、その支配町数は、最多の上京町代早川新四郎の場合、二〇二町にも及んでおり、下町代を雇用するものであった。町代仲間の「拝領物之覚」によれば、彼らは板倉周防守在京中に猪熊丸太町に關所家を町代会所として下賜されたが、元禄三年六月手狭を理由に願出て、新たに關所屋敷を拝領し、その売却代銀を以って堀川夷川上町に屋敷を購入し町代会所としたとある。その後の町代権限の伸張は、元禄十三年十一月町人の家屋敷売券状に加判の上、買主から吟味料(家代銀巻貫目につき金一歩宛)の取得を公認され(享保八年一時廃止、同十年復活)、享保八年七月宗門改帳の扣を町々から町代方へ提出することなどにみられるが、文政度の「町代改義一件」で、町方がこれらの廃止を願った条項の中には、その他、町代の新沽券状への奥印、年寄役交替の際の町代宛一札、御触書交付の際の町代苗字記載の件、町代自分宗門帳直納の件、町代給分を役料と称すまじきこと等々が挙げられている。(5)

町代身分・動向を、法被・立付姿の昔に引戻そうとする文政の大訴訟では、町方の諸上申書や民間レベルで作成され

表2

正徳期の町代

上町代	支配町数	給銀	下町代(給銀)
山内清兵衛	上京 146町	1,780目	伊三郎 (480目)
梅村四郎兵衛	〃 163町	2,100目	小九兵衛 (450目)
山内庄助	〃 98町	1,500目	善兵衛 (300目)
本間又右衛門	〃 59町	1,000目	善兵衛 (540目)
早川新四郎	〃 202町	2,340目	茂左衛門 (440目)
古久保勤十郎	〃 85町	1,700目	与左衛門 (670目)
松原長右衛門	上京 99町	1,700目	加兵衛 (1,200目)
山中仁兵衛	下京 103町	1,330目	茂兵衛 (1,000目)
奥田左兵衛	〃 108町	1,280目	六兵衛 (515目)
田内彦兵衛	〃 184町	1,800目	清右衛門 (860目)
石垣甚内	〃 137町	1,100目	長兵衛 (630目)
竹内助九郎	〃 69町	1,100目	五兵衛 (680目)
坪内孫三郎	〃 42町	560目	孫左衛門 (750目)
			伝右衛門 (750目)
			久右衛門 (600目)
			勤兵衛 (650目)

「京都御役所向大概覽書」より、但し、東・西両寺内町組を除く、なお同書には上京町代のうち、早川新四郎は「小早川」、古久保勤十郎は「大久保」に作る

る諸証書類に、町代がどのように係わるか
 大きな争点であったことに特色があり、
 この時の町方の全面的な勝利は、その後の
 京都の町方文書の在り方に大きな影響を与
 えた。なお「京都の歴史」6には、この大
 訴訟に際して、町代の古格申立を論破すべ
 く、京の町中が総力を挙げて証拠書類を
 搜し出し、その機会に各組町で丹念に写し
 とられたことが指摘されている。⁽¹¹⁾それと同
 時に、文政二年四月下京における「八組大
 割寄合式法書」⁽¹²⁾の成立にみられるように、
 上下京における自治機能の復活・整備によ
 って、幕末期の京都町方史料には、各組町
 を統轄する最高自治機関である大仲レベル
 の決議書類が目立ってくる。また天保以
 降、年頭拜礼に際して江戸下り番町代の請
 書が上下京の触当番宛に提出されるようにな
 ったことは、町代身分・役務の低落の象

徴と云える。

このような歴史をもつ京都の組町における町方史料の一例として調査の対象とした六角町は、室町期には下京五組のうち中之組、近世に至っては下古京八組のうち仲拾町組に属する。室町通・衣棚通と併行して南北に貫通する新町通を挟み、東側・西側から成る六角町は、南は蛤薬師通に接する位置で、平安末期以来の由緒ある町で、祇園会には引山「観音山」を出し「観音山之町」とも称された。下京が主体となったとされている天文の法華の乱に、六角町の町民がどのように保わったかは詳かでないが、元亀二年「禁裏御下行米預り一行下書案文」に、六角町年寄水谷帯刀・同早川与右衛門・月行事松村新助の名がみえ、天正七年官途帳には六角町連綿名として、上記三家をはじめとする十二家の名が挙げられて、同町における有力町衆の存在を示すものかと思われる。近世に入ってから寛永十一年將軍上洛の時の洛中町民への下賜銀には、六角町は三十九人割となっているが、翌十二年十月、同町の吉利支丹起請文には、三十軒の家持と十一軒の借家が連署して居り、年寄三名・行事二名の町役人が存在したことが知られ、各家持の間口の広狭の不均等は可成り進行していたことを窺わせる。

比較的早い時期の町内有力町人による町支配が、享保八年に三年を一期と法制化された廻り年寄制に、実際には以時頃から始まったかは町々によって異なり、明らかではないが、その後の町代の行政上に占める地位の上昇によって、その町代をして町年寄の職責は「其町限り取捌御役所え御訴申上ひ儀、不依何事動ひ故、其品々分テ難申上ひ、勤方と申立候時は毎御年頭江戸表江罷下り御拜礼奉申上ひ義專一之勤ニ而御座候（中略）御上洛之節御所司様初而御上京之節洛中之年寄計山科御廟野迄御迎ニ罷出候」と云わしめているが、六角町における享和三年十一月改の「年寄役預り帳面書物覚」によって、廻り年寄の引継書類を大別すれば、つぎの三種に分けられる。

(一)六角町町内限り(書上控を含む)

(一) 中組（組町）関係

(二) 下古京八組関係

もっとも、該帳簿に記載されている諸帳の目録には年次の記載を欠き、同年以降の書継分の区切りが分明ではないが、番附の「八拾三」に「文化元年子五月惣人数改帳」とあるのを目安に、それ以前のものについて、私なりに項目を付して整理したのが表3である。

(表3)

(一) 六角町	年寄五人組名前町中席順名前帳
法令	家買請状案文
式拾一ヶ条御触書	年寄替り案文
九ヶ条御触書	譲り状案文
菅沼下野守様御買米被仰付書付	戸
江戸御葬送御触書	人口
町法	人数改帳
万式目之覚帳	戸
儉約申合町中印形帳	家買宅替寺請帳
二日寄合判形帳	借屋請人寺所之扣
三ヶ度申合承知連判帳	借屋人宅替行先留帳并捨子行先
自身番法度書差上ノ扣	町衆寺請状并借屋請状
年寄五人組判形帳	家屋敷
町中借屋共判形帳	譲り状扣帳
	家売買之帳

町中家屋敷大絵図

町中沽券帳写留帳

町財政

町中借用銀勘定帳

三井・伊藤右借用銀利足渡シ之砌請取書

課役

御普請集銀毎月集預ケ帳

御普請入用書

神事

御神酒料差上候扣帳

地ノ口高留帳

山道具預ケ帳并山絵図小文庫入一枚

山行支圖番扣

御山寄進帳

御山屋根出来ニ付入用委細書帳面

山当番非番書附

観音講勘定書留帳

諸勸化寄附扣

神事中之扣

寄進物請取并組町受取書

町由緒

京都因縁書帳

古代事書集帳

留書

宝曆十四年御役所銀三拾年賦被仰付候留書
奥村清左衛門・深田三郎右衛門御拜礼御用一式書留帳

御役所へ差上候書付扣

仙台通宝角錢御公儀江御取上ニ付差上候扣

三井次郎右衛門殿為替御用ニ付帶刀御免被仰付届書具

道

町ノ印判

会所帳箱鍵

年寄預リ之鍵

廻状文箱

箱挑灯 棒共

宗門帳入箱

町之道具扣

仲之組關係

仲之組定法書帳

組町年寄席順名前帳

組町座上預リ帳之写

組町参会世話番仕法一式

宗門帳当町組願書扣

下古京八組寄合当番

宝曆十四年申六月下古京八組寄合当番相勤候諸事書物

組町寄合当番書留

古京六組四朔参会仕法書

(三)

(二)

二季出銀定式扣

江戸御拝礼下り御尋ニ付返答書

御拝礼下り上下京年寄町代名前扣

御所司様御拝礼下りニ付被下候道中御証文入

御拝礼下り之儀ニ付御役所へ差上候色々書留

外組々御拝礼下り帳面写入

御拝礼下り順番帳

就御拝礼申合連判帳

所司代御迎仕来り順番書帳面

冒頭に掲げてある式拾一ヶ条・九ヶ条御触書は周知の通り元和偃武の京都に徳川氏の二代・三代目所司代として在職した板倉周防守・牧野佐渡守の発した市中法度で、近世京都民政の基本法として深く浸透していたことは、各町に殆んど例外なく写しとられ保存されている事実と、六角町にみられる「二日寄合判形帳」「譲り状扣」「家売買之帳」など、町方史料の基本的な在り方を規制するものであったことが認められる。

なお、文政の町代改義一件の紛議で、町代の勤方につき御触書の伝達法が重要な争点の一つであったが、町代家に残されている御触留が、六角町の町会所には保存されていないことが注意される。これに關しては、上京の場合、御触の伝達は親町の分は一町につき一通宛、枝町の場合はその組々月行事町へ一通宛町代より配付の仕来りであったことが「親町要用亀鑑録」にみえ、古町と新町とに差別があったことが知られるが、同書の「年行事番之留」に記載された組町の年行事町附の書類の中に「御触書年々写帳面数冊入」とあり、御触留は組町レベルで作成保管されたことを示している。

注

(1) 京都市「京都の歴史」5、第一章第三節

(2) 明暦二年正月二十六日所司代牧野佐渡守の發した「京都

町中年寄可相定御触状」

- (3) 古久保家文書
- (4) 『京都の歴史』5、七七一七八頁
- (5) 「六角町古記録集写」には慶長二十年大阪の陣の際、下京からの陣中見舞の案内人として江州浪人鷹匠吉兵衛を雇った記事を載せ、「町代」の初見としている。前引の寛政四年の町代出自の書上にみえる下京町代山内庄兵衛に擬せられるか。
- (6) 寛文八年以来、上京下西陣組の町代を勤めた古久保家に、何故にそれ以前のものを含む町代仲間の史料が残ったかについては、天明八年の大火の際、類焼を免れた古久保方が「当分仲間惣会所」とされた事情が大きい要素と推測されている(『日本都市生活史料集成』一、三都篇1所収「古久保家日記」についての宮垣克己氏の解題)
- (7) 古久保家文書
- (8) 古久保家文書「御触留」
- (9) 町代側の云い分によれば、町代の宗門自分一札は宝暦十二年七月願済みとある
- (10) 文政公裁書・御聞濟十九箇条目録(六角町文書)
- (11) 『京都の歴史』6、四四二頁
- (12) 六角町文書
- (13) 宝暦五年六月「仲間勤方并年寄町用人勤方御尋ニ付書上之扣」(古久保家文書)
- (14) 『日本都市生活史料集成』一、三都篇1 四六頁

付記

今回の調査に当って、史料の閲覧および複写を快よくご許可下さり、多大の便宜をお送り下さった京都市史編さん所・京都大学文学部国史研究室・京都府立総合資料館・六角町観音山保存会・占出山町の関係各位に心から感謝の意を表します。

白木屋の家訓・店則の変遷

大 藤 修

はじめに

筆者の研究分担テーマ「商家の「家」制度史料の研究」の素材として、白木屋大村家文書（「古今記録帳」は大村家所蔵、他は東京大学経済学部所蔵）を収集した（収集史料の内容は「史料館報」第二十六号で簡単な紹介をしている）。

商家の「家」制度史料の基本をなしているのは家訓・店則である。そこには、家族・店員の行動規範や商家経営の組織原理・経営方針等が示されている。その制定目的は言うまでもなく「家産」の維持・増大、「家業」の繁栄にある。つまり、「家」の永続・隆盛という究極目的を達成するために、店制組織が工夫され、経営方針が立てられ、また構成員の守るべき規範が示されるのである。

江戸時代初期の家訓もみられるが、それが商家において一般化したのは元禄・享保期である。この時期に、商品生産・流通の発展により幕藩制社会の経済構造は大きく変化しはじめ、商人層においても浮沈が激しかった。こうした経済変動の中で「家」を守り抜かねばならない現実的課題が、商家における家訓の制定を流行させたのである。概し

白木屋の近世における家訓・店則一覧表

表 題	作成年次	条数	備 考
家内掟	寛文10年	3	
御家式目	宝永5年	19	
定 法	享保8年	38	
規 矩	元文5年	27	寛保年間追加
定 法	宝暦9年	57	
定 法	明和6年	19	富沢町店のもの
衣類定法	安永5年	14	
永掟録	寛政8年		
御条目	文政3年	26	
定 法	文政9年	57	田舎役仲間定法
御条目	嘉永5年	25	

<注> 作成年次不明のものは除いた。

て言えば、各商家における最初の家訓は、生活規範なり経営理念を抽象的に記したものが多く、その後、その精神を受け継ぎつつ時勢に対応して家業の運営の仕方や守るべき事柄等を具体的に記したものが作成されるようになる。このことは白木屋も同様である。

以上のような性格を持つ家訓・店則は、商人の思想、「家」制度、経営組織、運営の仕方等を研究する上で不可欠の史料であり、商家史料の体系化に当たっても基軸にすえるべきものであろう。したがって、家訓・店則の内容とその他の「家」制度・店制史料、営業史料等との関係、さらには時代的変遷について細密に検討する必要がある。

白木屋文書についても右の視点から今後分析を加えることにし、ここでは家訓・店則の内容の変遷を簡単に紹介しておこう。

最初に白木屋について概観しておく。

初代彦太郎可全は、寛永一三年江州長浜村に生まれ、慶安五年に京都に材木店を開いた。寛文二年に江戸日本橋通三丁目に出店し、寛文五年通一丁目に移転している。最初は小間物を商い、徐々に呉服・木綿類にも手を広げた。一八世紀後半までは白木屋の発展期で、日本橋の店員規模を拡大すると共に、宝暦元年には市谷店を、宝暦一〇年には富沢町店を開き、後の江戸四店（日本橋店・市谷店・富沢町店・文化二年開店の馬喰町店）の中三店が宝暦期までに揃うに至った。しかし、文化以降は経営不振に陥り、幕末から明治にかけては困窮甚しく、日本橋店を除く江戸三店は閉鎖あるいは日本橋店へ合併となった。（以上、林 玲子氏「江戸問屋仲間の研究」を参照）

(二)

初代彦太郎可全時代の寛文一〇年に白木屋の家訓が初めて作られた。これは可全が当時の支配役人中川治兵衛に命じて作らせたもので、治兵衛はこれを十四名の使用人に示し、連署させて自分宛に差し出させ、さらに彼がこれを京都の彦太郎可全に提出している。つまり、この家訓は全従業員の手書形式をとったもので、きわめて重みのあるものであった。内容は、第一条公儀法度の遵守、第二条不正の摘発、第三条素行を慎しみ、正直に勤めるべきこと、といったきわめて簡単なものであるが、そこにこめられた精神は、その後受け継がれ具体化されていくことになる。

公儀法度の遵守は、その後の白木屋の家訓にも大体恒常的に第一条に規定されており、また商家の家訓に一般的に見られる条項である。言うまでもなくこれは、幕藩制国家の公権である公儀の法度に背くことは、「家」の破滅を招く因となったことによる。公儀尊重の根拠としてしばしば説かれる「泰平の御高恩」という思想を商人がそのまま鵜呑みにしていたわけではなく、むしろ例えば三井高房の「町人考見録」に述べられている如く、権力の本質をきわめてリアルに認識していたが故に、公儀法度遵守の徹底を図ったのである。

(三)

二代目安全の宝永五年に「御家式目」が定められた。

まず序文で、忠孝仁義の人道を實踐し、家法に背かず、儉約を極め、「万事を慎み古郷へ錦を着て帰らん事」を用人に説いている。最初の六ヶ条は、火の用心等使用人の心得を規定したもので、続いて「衣類の事」として年齢・身分別の服装を一三ヶ条にわたって詳細に定めている。つまり、この式目は店員の服装の華美になるのを防ぐことに主眼がおかれていたことがわかる。当時世間では華美な服装が流行し、白木屋自体、その風潮に目をつけ、商いの主体を小間物から呉服に移し、綸子、羽二重、縮緬、毛氈、紗、綾等を取扱い（『白木屋三百年史』一六八—一六九頁）、家業を發展させたのであるが、店の成員が華美の風に染まったのでは、家業を不振に陥らせる因となる。そこで、店員の服装を詳細に成文として規定し、初代以来の質素の風を守らんとしたのである。

四

享保八年に「定法」が制定されている。当主は四代目の勝全（初代可全の又従兄弟に当たる儒者三輪執斎の五男で、三代目豊全に子供がなかったので養子に迎えられていた）であったが、彼は当時十歳であったから、実際には時の支配人達が制定に当たったものと思われる。

三八ヶ条から成り、その中心をなしているのは、商家の奉公人としての職業倫理を説いた条項である。例えば、年期の途中で暇ごいをして他の店に雇われることの禁止（第七条）、退職した者が当店の業種と紛らわしい商売をすることの禁止（第八条）、家法に背いて解雇された者との接触の禁止（第九条）等々、主家への忠誠心に欠ける行為を

厳禁している。「古今記録帳」によると、江戸日本橋店の店員数は正徳元年四六人、元文元年九四人、寛延二年一五〇人前後と増加の一途をたどっている。しかし、店員数が増加していくに伴い、職務中に不正を行ったり、主家に對し不忠の行為をなす者が出やすくなるのは必然である。これを防止するためには、もはや寛文家法のようなおおまかな規定では間に合わなくなり、奉公人としての倫理、職務上の諸注意を細かに規定し、店内規律を厳格にすることが必要となったのであろう。

(五)

元文五年の「規矩」制定の理由として、前文では、近年世間では売掛金を年賦証文に切替えたり、破産にわざともちこんだりするような取引先が増加し、損金が増し、仕入問屋の場合は、自己資本で仕入れ、それを益暮まで信用貸するので、売掛金の未回収は資金の回転のストップを意味し、命取りになりかねない重大問題であった。しかも、農業生産に主たる基盤をおいていた当時の社会では、江戸以外の在方と取引する場合、収穫時の益暮に決済する掛売を避けることは不可能であった。そこで二七ヶ条にわたり掛売りに関しての諸注意を具体的に規定する必要にせまられたのである。

掛売の焦げつきを防ぐためには、単に店員に諸注意を促しただけでは不十分で、何よりも帳簿組織および個々の帳簿の記載様式をより細密にし、組織的に対処しなければならぬ。したがって「規矩」では、手形帳、通帳、通留帳、見せ物帳、世利帳等の諸帳簿の作成と業務遂行との関係、記載上の注意、および諸帳簿間の関係について記している条項が多い。

最後に「余ハ古來定法ニ委書記在之候故、略之者也」とある如く、時代の推移に伴い従來の定法では対処しきれない問題に直面した時、特定事項について詳しく規定した定法が作成されることになるのである。
なお、寛保年間に追加条項が定められている。

(六)

宝曆九年に作成された「定法」の内容は、見せ場に來た客の接待の仕方、特に少分の買物客に対しても懇切にすべきこと、業務遂行上問題が生じた時の伺い——指揮系統、若手衆中・子供中の世話等である。特に世話役の職務に関する規定が多い。

(七)

明和六年作成の「定法」は、帳裏に「近江屋与市店」と記してある。近江屋与市店とは宝曆一〇年開店の富沢町店のことである。内容は、衣類規定と給金および退役の際の恩賞金の規定が中心をなしている。

衣類については、「惣而衣類定法之事従古來雖有之候近頃乱ニ相成候故、此度相改メ則左ニ書付申渡ス者也」とある如く、古來の定法が守られず、華美になる傾向にあったことに対処して新たに規定されたものである。日本橋店の安永五年の「衣類定法」も同じ理由で制定されたものであろう。

給金については、当店（富沢町店）では給金定法は決められていなかったもので、日本橋店と相談の上定めることにした、と但し書されている。

(八)

寛政八年作成の「永掟録」は、吟味役高田和兵衛が「此帳往古より御定法誠心ヲ以委鋪書記シ有之、御店方万代之家訓不可過之、然二月並示合銘々端書致シ有之候ニ付此奥江粗書記置申候、依而永掟録ト号し後年之規矩ニも可相成ト存知愚筆ヲ以書之置」いたものである。

(九)

文政三年と嘉永五年作成の「御条目」は、後者が一ヶ条欠けているだけで、他の条項の順序、内容は全く同じである。

第一条で公儀法度の遵守を、第二条で先規格式家法の遵守を説いた後、詰番、後見、支配人、次役等の店の重役の職務を細かに規定している。そして最後に、「人者惣而上ニ立候程大切ニ候間信心堅固ニして万事正路ニ致内外共少も私なく業体明らかに朝夕行儀正しく勤仕可致事肝要ニ候、上たる者ハ下輩之鑑ニ候得者異々大切ニ候、上を見習衆中一統仁義を守誠動にして忠孝全き時ハ御主人之面目衆中之幸ひ何程歟此隠徳ニよりて行末安穩にして繁榮する事疑有へからず、当座之勝手ニ迷ひ身を亡す者昔も今もかそへかたし、万事順道にしてものゝ冥利を思ひ善悪天道自然之理を相弁正道を守り人々すえの安泰を願ふべきもの也」と店の上役の責任の重大なることを説いている。これを受けて、「右之通被仰渡難有奉畏候、夫々急度相守嚴重ニ相勤可申候、以上」として、文政条目では詰番、後見、支配役、次役等が嘉永の条目では支配人等が連署している。

化政期以降江戸問屋仲間の流通独占体制が崩れはじめると共に、白木屋も営業不振に陥った。しかも、経営を内部

から支えている店員制度も大きくゆらぎはじめ、店員の茶屋遊び、遣い込みその他の不正が夥しくなった（林 玲子氏 前掲書、二二一—二二六頁）。こうした状態を克服せんがために、店の責任者たる重役達の職務を細かに規定して、その責任の所在を明確化すると共に、下級店員達に対する統制を督励したのであろう。

なお、文成九年作成の「定法」は田舎役仲間の定法であり、巻物で最初に「往古より之御条法之巻ものを披露致シ後左之趣示合せ仕べき事」と記してある。

旗本領村方文書

——旗本上方知行所地役の書状留について——

藤 村 潤 一 郎

河内国若江郡下小坂村山沢家文書により旗本領村方文書について考えたい。同村は旗本石丸家知行所で、同文書は「布施市史」二巻などに研究されている文書である。

同書⁽¹⁾によると化政期の石本家知行所は表示した通り二〇七二石三斗九升二合で、山沢家は上方知行所四カ村千石分の地役として貢租処理と地頭賄の総轄者的な位置にあった。それは大庄屋、代官としてであったが、これが公迎向を勤めるには大坂町奉行に届ける事が必要であった。その手続は安政二年「山沢治郎右衛門儀是迄地方代官役相勤居候

〔上方知行所 4ヶ村〕

国名	郡名	村名	知行高	村高比	給数
河内国	若江郡	下小坂村	480,1770石	71.2%	2給
河内国	若江郡	中小坂村	218,8030	31.0	2
河内国	丹北郡	木本村	165,8593	26.2	3
河内国	志紀郡	北条村	135,1607	100.0	1

〔関東知行所 7ヶ村〕

武蔵国	都筑郡	奈良村	376,9400	100.0	1
上総国	望陀郡	曾根村	259,2260	100.0	1
上総国	望陀郡	川崎村	61,3970	100.0	1
上総国	望陀郡	中尾村	61,0500	15.5	4
上総国	望陀郡	市場村	52,1250	15.2	3
上総国	市原郡	小佐貫村	161,3080	46.9	3
上総国	市原郡	飯給村	100,3490	32.4	2

化政期旗本石丸家知行所表

処、今般 御公辺向茂一ト手ニ相動候儀江戸表々被仰付ニ付御届ケ一件」と「山沢治右衛門儀是迄四ヶ村地方御代官被仰付居候処、猶又今般四ヶ村地役被申付候書物入」によると、先ず四カ村庄屋等から江戸の御用人に仰付願口上が出され、ついで大坂町奉行に殿様剪紙の御直書が提出される。また山沢氏からも奉書半切巻紙に認め、美濃紙で上包した届書が出される。即ち次の通りである。

口上覚

一 今般石丸鉢太郎知行所河州若江郡下小坂村外三ヶ村地役被申付候ニ付、右下小坂村ニ罷住用向取扱申度、依之鉢太郎書面持参仕、此段御届奉申上候已上
卯九月十六日 石丸鉢太郎家来

山沢治郎右衛門印

御奉行所

これが承認されると、殿様から仰渡書が次の通り山沢氏に渡される。

年来出情相動殊ニ為筋之儀厚心掛取斗候段寄得之事

二候、依之今般四ヶ村官公迎御用向取扱申候、勤之内為役料金五兩宛差遣、猶此上宜様相励可申もの也

卯九月

山沢治郎右衛門へ

これに基き地頭所用所から山沢氏に申達が下され山沢氏から般様宛の大奉書式ツ折に認めた受書と、御地頭御用所宛の御請が提出される。最後に用人から上方御知行所四カ村役人中に申達があり、これに對して四カ村役人中から御地頭様御役所宛に御請書が出される。これらの職務のため江戸用人と上方山沢氏との間で書状が往復しているが、取扱っているのは大坂の江戸三度飛脚問屋津国屋十右衛門であるから、江戸ではその相仕である瀬戸物町島屋佐右衛門の筈である。

さて文政八乙酉年正月、山沢氏「江戸御状控」には桜井久兵衛、御蘭半兵衛宛の山沢治郎右衛門書状が一通収録されている。なお六通逆に江戸に出されている事が知られる。その内容は(1)年始、暑中御窺、寒下御機嫌伺があり、年始について「御奉書并各々様も御状宍通難有頂戴仕候、并二小泉忠兵衛殿(中略)へ御直書并二各々様へ御添状共早々夫々相届可申上候」とあり、旗本の場合にも内容を確認していないが御奉書、御直書が使用されている。(2)植木鉢、天王寺かふら、中綿、木綿、押綿、灯油、皮箱が送られており、(3)為替手形が両替である大坂安土町炭屋安兵衛から江戸播磨屋新右衛門に宛てたものが送られ引替られているが、御賄方、歩金御勘定差引残金、御物成銀諸向渡し残金などである。耕作については(4)蒔植、田方・綿方作柄があり、貢租関係では(5)御納米の納状況と売払、それに関連して売値段、大坂売直があり、江戸直段問合がある。(6)三分一直段、十分一直段も報ずる。(7)御定免の願書、請書があり「御免状も早々御登被下候様一統相待居申候」とある。地頭賄については借銀が問題で(8)金策のための講会企、下歩の金子借人工夫があり、原因は御先祖御年回御法事執行がある。その結果(9)御借財方取調と対策仕法がみら

れ「旧冬御登し被成下候御取調御帳面書冊出来仕候付差上候間、御一覽之上御取手可被成下候、尚又其節同様帳面書冊并御借財帳書冊、右式冊ツ、御序ニ御登し可被成下候」「去申年清御勘定帳面御調被成下御調印ニ而書冊御差登被下榷受取申候」とあり諸帳面の往復が見られる。さらに⑩悪水樋御普請御入用金、⑪当酉人別御改人数、⑫水死人大坂町奉行所検死、⑬庄屋、御用人改名、⑭庄屋永役名苗御免暫見合、⑮家出人願出、⑯庄屋願の訴詔の趣聞届などがあり、他に百姓の⑰仏事仰付、石塔建立世話礼、菩提月牌料請取書とその請書、⑱代参、⑲病死悔状遺願がある。この他に⑳関東御知行所名主書状落手とあるのは、上方と関東知行所の共通事項相談だろう。

次に天保三辰年正月、山沢氏扣「江戸御用状留」は江戸の御用方、御用人から山沢治郎右衛門に宛た九通の書状を扣ており、年間逆に七通が送られている事がわかる。その内容は(1)年首祝詞、暑中御窺の年中行事、貢租関係では(2)早魃による御用捨米の申渡、村方請書、見分、(3)田方痛と雨乞願書もある。(4)御納米相場付、(5)去丑年国役銀納請取手形がある。(6)御勘定関係としては「寅年御勘定御仕立被相廻候ニ付、取調致奥印にて進申候、扣之方一冊留置申候」とあり、(7)為替手形関係の内容は御婚礼御手当金、於夏様御夏物御払金、御土産金、於鉚様御葬式御病氣入用、御賄金で、物品には(8)葛粉、碁石、しうろふ、鬘斗目がある。これに関連して(9)御仕法御切替のため上方の出府が「双方御知行所打混シ御仕法御切替可被仰付候」ため求められ、⑩殿様の家関係としては、大の上覧御射手での時服拝領と他に奥方御入興、於宮様御縁組、於鉚様御法号・御霊前がある。奥方については御祝義は「右之金子御収納の内ニ候御差引可被成候」とある。(11)当暮御仕舞金取調調達に御用金が関東知行所同様に求められ関東の「御請書書通差登セ申候間四ヶ村役人中江も得と御申置」を求め、御請と廿五石御用米捨米との関連を示し承諾を求めている。

また⑫御国高御取調書と⑬メングィ御拝領不被成事が通達され、⑭用人武家奉公御構も示されている。最後に収録書状以外にも御書や書状が各百姓に宛てられ、上方から江戸の各人にも書状が出されていたようである。

さてこの御用状留には一六通の書状等が綴込まれている。その内訳は山沢治郎右衛門宛が旗本石丸氏書状一通、用人書状六通、賄人書状五通、関東知行所名主惣代書状一通で合計一三通あり、下小坂村庄屋益次郎宛が関東知行所名主惣代・御節方書状一通、関東御知行所村役書状一通で合計二通、この他に口上書一通となっている。

これら書状は前記御用状と同日付のものは御用状の補足と丁重のためであり、別日付のものは御用状の用件の前交渉や詳細である。江戸と上方との交渉のためには御用状とこれら書状が必要であったと考えたい。

つぎに山沢治郎右衛門宛の返書として

口上書ヲ以申越候趣承知致候、其後祐輔義此方知る通、不行届有之候間、暇差遣積也、右跡役之処銚藏・宮司江申付候、左様可心得候、以上

八月廿四日

があり、御用人の任免は口上書により通知される。七月には御用人自身から御用役付書が各村に御吹聴を求めている事実がある。

また署名人をみると賄方は関東知行所の上総國小佐貫村名主であり、関東御知行所名主惣代は同国曾根村名主である。なお関東役人としては御賄方はこれに入れるが、同人の村名主（別人）も参加している。

これら書状について知行所と江戸との関係をみてきたが、この他に石井良助氏は「江戸時代漫筆」で三千石以上の旗本は知行所に役所を設けるとしている。この場合でも天領の代官所程に整理されたものではあるまい。

川村優氏⁽³⁾、神崎彰利氏⁽⁴⁾などの旗本研究の成果や、国立史料館の旗本松崎氏賄名主の武蔵国幡羅郡永井太田村掛川家文書、旗本土屋氏賄名主下総国相馬郡川原代村木村家文書などの整理と川原代村池端木村家文書の調査を通してみると、旗本領村方文書の天領文書に対する特色としては前記の御用状と書状、及び両者の内容に紹介した領主支配形態

からする地頭関係文書ではあるまいか。他の部門については宛名が代官所と旗本の相異はあるが似たものではないか。詳細は今後なお研究を進めなければならない。

註

(1) 「布施市史」二卷九二三頁

(2) 石井良助「江戸時代漫筆」二五六頁

(3) 川村優「旗本の窮乏と在方金主の生感」(森克己博士古稀記念会編「史学論集対外関係と政治文化」第三所収)な

ど
(4) 神崎彰利「相模国の旗本頭設定―天正ノ寛永期における

知行制―」(北島正元編「幕藩制国家成立過程の研究」所収)

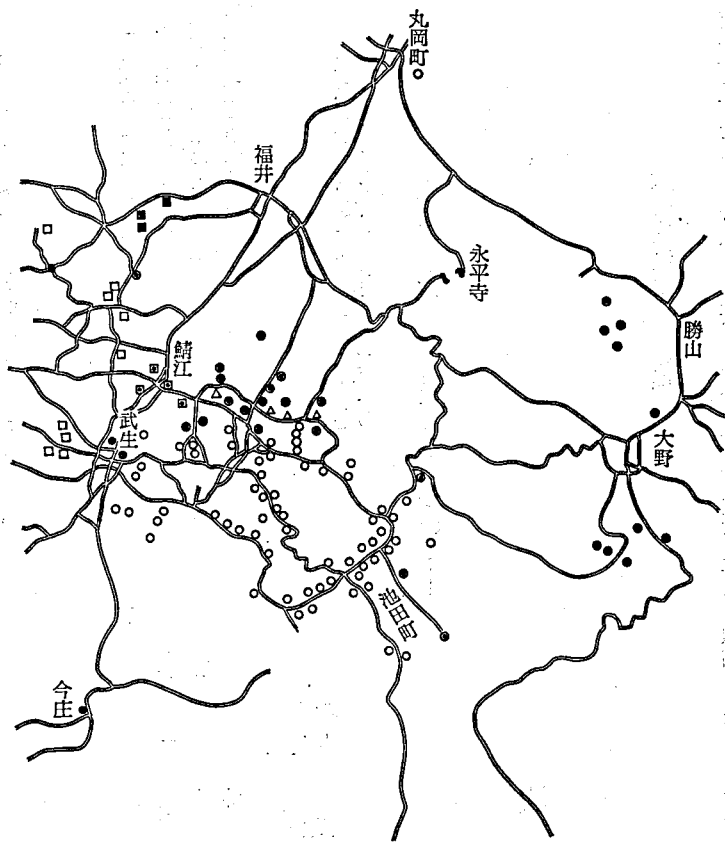
藩領農村文書の研究

——鯖江領大庄屋勤役形態について——

浅井潤子

大庄屋制の施行事情

享保五年(一七二〇)九月、間部下総守詮言^{あきとぎ}が越後国村上より領知替えによって鯖江に入国して成立した鯖江藩は、



- | | |
|-------------|------------|
| ○ 土岐伊予守知行所 | ■ 松平主税頭知行所 |
| ◎ 御料所 | □ 松平内蔵頭知行所 |
| ▣ 御料所 (陣屋附) | |
| △ 替地4か村 | |

北陸諸領国のなかで、もっとも新しい藩である。

新領国鯖江に入国にあたって詮言は、新領国内の村落自治の一政策として、幕府が廃止令を發した大庄屋制をあえて施行することにした。正徳三年（一七一三）四月幕府は「大庄屋などの給米も多く村入用にかゝり、大勢の中には宜しからぬ人々があつて、身の高ぶり、私のことを営み、代官の手代・役人と申し合せて、末々の百姓の難儀に及ぶ」として大庄屋・割元・惣代を廃止したのである。しかるに間部氏は新領知五万石余が、越前国今立・丹生・大野三郡内で約七か所に分割されていたし、さらに新領知の旧領主が区々であった。拜領地一三二か村中、土岐伊予守頼股領が七四か村、御料が四五か村、また紀州領である松平内蔵頭頼職領が八か村・同じく松平主税頭頼方領が五か村である。なかでも御料のうち十一か村は本拠地鯖江より遠隔地の大野郡である。このことは間部詮言にとつては、散在してしかも旧領主の異なる領国内の村落統治の一方策として、下達・上申の機関たる大庄屋制の必要を痛感し施行にふみきつたと考えられる。（入国一〇年前の領国内旧領主図参照）

領国内の組分け

領知替えの命をうけた翌享保六年（二七二二）間部氏は、まず領内の民情把握のために、「寺社改帳」ならびに「村々明細帳」の提出方を領内各村にもとめ、この二調査にもとづいて領内を六組と陣屋付の村に区分し、翌七年（二七二三）正月各組に一人ずつの大庄屋を任命した。その組分けはつぎの通りである。

下新庄組

下新庄 中新庄 戸谷 町 川島 出口 曲木 長尾 三ツ屋 橋立 原 木引 樋口 中野松成 花出
大屋組（庄田↓余川）（ ）内は組名の変更を示す。以下同断

大屋 小野谷 金屋 衰脇 中居 入谷 岩内 葛岡 平林 馬上免 庄田 余川 野大坪 畑 桧尾谷 荒谷
中戸口組(東庄境↓轟井↓東庄境)

中戸ノ口 上戸ノ口 下戸ノ口 春山 赤坂 西袋 野岡 北中津山 南中津山 轟井 八石 東庄境 西庄境
大平 横住 山室 片山 長五 杉尾岡 河内 服部櫻尾 清水町 金谷 坂下 中印 別印 萌生田 藤木

波垣 相木 朽飯 高岡

広瀬組(水海↓上荒谷↓水海↓谷口↓藪田↓東俣↓市)

広瀬 東角間 西角間 松ヶ谷 東俣 寺島 月瀬 水海 稻荷 谷口 野尻 上荒谷 杉谷 持越 市 常安
藪田 板垣 山田 寺谷 魚見 池田 菅生 柿ヶ原 志津原 土合 皿尾 新保 清水谷 定方 安善寺

木谷 割谷 田代 萌生谷 金見谷

甌谷組(乙坂)

甌谷 下糸生 風巻 乙坂 上大虫 三留 丹生郷 下大虫 持明寺 小羽 市上糸生 横根 真木

木本領家組

木本領家 矢戸口 保田 今井 森政地頭 稻郷 本郷 東大月 西俣 西光寺 大矢戸

陣屋附

西鯖江 東鯖江 有定 定次

大庄屋の任免と勤役形態

享保七年(一七二二)正月初代大庄屋は、「人柄・筋目・身上何れも猶吟味の上」で選出され、給米拾貳俵を給付さ

れた。この給米拾式俵は、他藩の大庄屋給米に比して非常に少ないが、これは幕府の大庄屋制廃止の一因であった。「大庄屋給米も多く村入用にかかり」との事を勘案した結果であろう。格式は独礼ほか、組下締方の要務があったためか、まず帯刀が許され、そのあと苗字が差免されている例（各組村々御礼之者共明細帳による）が多い。この点も他藩例とは異なる点である。また大庄屋はかならずしも世襲でなく、とくに大庄屋の家が交代する場合は、すぐに就任する例は少なく、大庄屋仮役をしたのち大庄屋役に正式任命している。ただし給米は仮役の時より拾式俵が給付されている。就役の順序としては、大庄屋間合→大庄屋代→大庄屋仮役→大庄屋役となる。

このようにして入部の翌年に施行された大庄屋制は、寛延二年（一七四九）一二月晦日をもって「役儀精勤仕り候に付、組下村柄相直り、納方も多分益罷成り候」に付と、御褒美金五百疋を頂戴して各組一制に差免されている。このことは大庄屋制施行の所期の目的である旧領主のことなる領民の統治と年貢徴収の完納の二点が、三〇年にして一応達成したと判断したのであろうか。ともかく大庄屋の解任を断行した。しかし大庄屋制の主要目的である下達・上申の中間機関として豎のパイプは、この廃止によって何等かの支障をきたしたのであろうか。廃止してわずか三年後の宝暦二年（一七五二）正月に、今度は触元役を新設し、かつての大庄屋を再び任命している。そして財政の節約のためか給米は式俵減の拾俵に引き下げている。さらに一端廃止した大庄屋を触元役に任命してわずか一〇年、宝暦一二年（一七六二）九月一四日付で、またまた同一人を触元役より大庄屋役に就任させている。これらの経緯をみるといささか思考錯誤的な政策と見える感もなきはないが、間部氏が如何に領国内の民政の至難さに苦慮していたかの一面がうかがえると同時に、幕府の反対政策をおしきって、あえて大庄屋制を新らしく領内政策にとりいれざるをえなかった事情も判明出来る。

とくに大庄屋就役後の勤役行動に関しては非常にきびしく監視し、「勤方不埒に付」役儀を取り上げられたり、「身

持不埒の趣相聞え、「不束の至り」とて逼塞を命ぜられたりしている。また他の大庄屋は「無宿者を長々滞留させた」罪により「押込」を申付けられ、ついに四代続いた大庄屋役を召し上げられた例もある。そのほか「組下取り捌き宜しからざる趣に付、先達て戸ペリ申付け候之処差免」されたかわりに、役儀は取り上げられたり、その理由は様々であるが、大庄屋解任理由としては、余りにも些少事にすぎないものが多い。

以上の様に大庄屋が押込・村払いなどの罪をうけて順次短期間に他家または他村に交代させられる例は、他領の大庄屋では余り考えられない処分方法であるが、これは間部氏が大庄屋に対する村落自治への期待感が大きかったためと、やはり幕府の大庄屋廃止理由を充分ふまえた上での実行と推測できる。なお鯖江領大庄屋の組名が、他領と異ってつねに変更しているが、これは大庄屋の居村名をとったためである。この事例をみても如何に交代が多かったか判明できると同時に、大庄屋の勤役に少しの油断・不正をも許さなかつた間部氏の領内村落行政の鉄則のあらわれであり、特殊な勤役形態であつたかがうかがわれる。

なおこの報告は「史料館研究紀要第九号」所収「鯖江領における村落行政の一斑―大庄屋勤役形を態めぐって―」の要約である。詳細はこれを参照されたい。

近世後期甲州幕領の郡中惣代史料

安藤 正人

(一)

幕府権力の直接的基盤と言うべき幕府直轄領の総合的解明は、その重要性にも関わらず代官所史料の残存状態の悪さと幕領の全国的散在性・多様性とによって極めて困難な状況におかれてきたが、近年、代官所と村との中間的な役職である郡中惣代(郡中代)の機能を中心にした研究がいくつかの地域でその成果をあげていることが注目される。例えば、鈴木寿・湯本豊佐太両氏の信州幕領における郡中代の分析、⁽¹⁾安孫子麟・青木美智男・梅津保一各氏らの羽州村山地方における「郡中議定」と郡中惣代名主の分析などがそれである。⁽²⁾これらの研究は、関東における改革組合村Ⅱ寄場名主・大惣代・小惣代制の研究などと共に、全国の幕領(広義にはいわゆる「非領国地域」全体を含めて)の支配構造・経済構造の特質を、いわゆる「中間機構」というひとつの共通項を軸として総合的に把握するための大きな足がかりとなるものである。この小稿では、右にあげた諸地域の研究成果に新たな事例を付け加える意味で、甲州幕領における郡中惣代史料について若干の紹介を行なうことにしたい。

(注記) なお甲州の郡中惣代については、久留島浩氏「甲州市川天領における郡中惣代の機能について」(一九

七七年東京大学卒業論文)があり、近く発表の予定とのことなので、詳細はそれを待ちたい。ただし、本稿も氏の研究に拠る所少なくない。発表前にも関わらず研究成果の利用を快諾された氏の御好意に感謝したい。

(一)

甲州は享保九(一七二四)年に総幕領化された後、「御三卿」領(田安・一橋・清水)への一部分割はあるが、幕末に到るまで幕領の石高比率が八割から九割に及ぶという特質を持っている。幕領の支配は、寛政期以降は一時期を除いて三代官所(甲府・石和・市川)一出張代官所(石和代官谷村出張陣屋)の体制が固定化している。この内、谷村代官所が都留郡一円を管轄したほかは、甲府・石和・市川三代官所が山梨・八代・巨摩の盆地部三郡を複雑に分割支配していたのである。

一方「御三卿」領は、一橋領が寛政年間に廃止されるが、田安・清水領はそれぞれ幕領の中に点在する形で幕末まで存続している。代官所は、田安領が一町田中村、清水領が八幡北村にそれぞれ置かれていた。

以上のような甲州の支配領域構造は、幕領比率が圧倒的に高いという点ではいわゆる「一国天領」に近いものであるが、幕領の各代官所領と「御三卿」領とが各々相互に複雑に入り組んでいる点から見れば、いわゆる「非領国地域」に含められるべき構造であると言ってよい。ここにまず郡中惣代設定の基本的契機が見出されるのである。

郡中惣代設定の時期は必ずしも明確ではないが、遅くとも天明・寛政初期頃までには幕領代官所と「御三卿」領各代官所ごとに設置されたと考えられる。この内、幕領の郡中惣代について「甲州郡中惣代之儀に付御尋之趣申上候書付」⁽³⁾は、二十〜三十ヶ村をひとつの組合として村役人層から一人郡中惣代を立て、任期は一年を原則とすること、またその役目としては(一)廻米事務の統括を第一とし、ほかに(二)陣屋修復等の取扱い(三)他代官所領郡中惣代との共通問題

の評議(四)郡中割賦課の見届(四)法令・布達などの組合村への伝達、などがあることを記している。

では、郡中惣代の右のような諸職務が残存史料群の上にどのように反映しているか、具体的事例をあげて見ていくことにしよう。

(三)

郡中惣代史料として現在最もまとまっているのは、市川代官所領八代郡上野村太田家文書⁽⁴⁾である。市川代官所領の郡中惣代は多い時で十五、六名、少ない時で六、七名であるが、太田家はたびたび郡中惣代を勤め、なかんずく郡中惣代制が廃止される明治五(一八七二)年直前の三年間は連続してその地位にある。

太田家文書に含まれる「慶応三年八月諸書物引渡目録」「明治二年十一月惣代取扱諸帳面仕訳帳」によって幕末維新期の市川代官所付郡中惣代引継文書の概要を知ることができるが、この内慶応三年の目録所載の引継文書を内容によって四群に分け、かつその主要部分について現存状況を調べた結果が次表である。これに見られるように、「御用留」がほとんどそのままに残っているのをはじめとして、太田家文書の郡中惣代史料は、かなり不完全とは言いがら、少なくとも幕末期の引継史料の骨格を残した史料群であると言えるのである。では、以下主なものについて簡単なコメントを付け加えたい。

まず全体の半数以上を占めるのは(2)の廻米関係の帳簿類であり、先に紹介した「甲州郡中惣代之儀に付御尋之趣申上候書付」に「郡中惣代之儀は御廻米御用重に相勤」とあるのを裏づける。一年間に郡中惣代が取り扱う廻米関係帳簿は、「嘉永四年八月御改正諸帳面目録」による嘉永四(一八五二)と嘉永七(一八五四)年の例で見ると、「青柳河岸御廻米諸色入用仕揚帳」一冊、「岩淵河岸出役名主諸入用仕上帳」「蒲原浜(以下同上)」「清水湊(以下同上)」各一

		慶応三年八月諸書物引渡目録	太田家文書現存数		
(1)御用留	御用留	42冊	御用留(一部「御用記録」等を含む)	冊 45 (文政4 ~明治4)	
(2)廻 米	青柳河岸仕上帳	22	青柳河岸 御廻米中 (御蔵場) 諸色入用帳	3 (文化13 ~天保9)	
	御廻米三場所并ニ乗納仕揚帳	597	御廻米岩淵河岸(出役名主)諸雑用仕揚帳 御廻米蒲原浜(出役名主)諸雑用仕揚帳 御廻米清水湊(出役名主)諸雑用仕揚帳 ○番船上乗雑用仕上帳 御廻米(江戸)乗納(名主)雑用仕上帳 その他(甲斐国御年貢御蔵納諸入用帳・駿州三場所年季切替仕法帳など)	39 (文化6 ~文久2) 70 (文化6 ~慶応2) 34 (天明6 ~慶応3)	
(3)陣 屋 修 復	御陣屋御修覆并御破損入用帳	57	御陣屋御建替惣代金仕揚帳・御陣屋外囲土塀破損入用書上帳・御門壹ヶ所仮牢御修覆書上帳・屋根葺替御普請仕上帳など	34 (寛政7 ~明治3)	
	御陣屋屋根葺更仕上帳	2			
(4) 河 岸 場 修 復 そ の 他	青柳河岸修復帳	3	御蔵屋根御檢扶場御修覆出来形帳など	2 (文政5・元治元)	
	御進発	御進発御用人足書上帳	1	御進発ニ付当分助合人足割出帳	1 (慶応元)
		御進発一件書物	1	御進発御用日記	
	その他	諸帳面(甲府三座元惣代奥印一札・和宮様人足馬出候一件・産物産業取調書上帳・質屋稼具加永一件・ほか諸帳面一括など) 諸書付(御陣屋御用達書付類・ほか諸書付類 208(本)一括など)	48	(未確認)	
合 計		778冊・208本			

冊計三冊、「御廻米乗納名主諸入用仕上帳」六十一冊、「御廻米江戸御蔵清帳」六十一冊の合計十六十二十六冊にのぼる。これらは河岸廻米問屋と各経由地への出張名主の手によって作成され郡中惣代に提出されるものであり、郡中惣代は廻米事務全体に対して最終的な責任を負わされているのである。

次に多数を占めるのは(3)の陣屋建替・修復関係の帳簿である。これも実務は「御陣屋御修復世話方」が行ない郡中惣代はその指導・監督の責を担っているようだが、陣屋保全是廻米と並んで郡中惣代の重要な職務であった。

以上の二つは甲州幕領郡中惣代の中心的職務と言えるもので、この点ではまさに代官支配の実務的補佐的機能を果たす存在と見ることができよう。代官支配の補佐的機能としては、ほかに幕府法令・代官布達等の組合村への伝達や郡中割の賦課などがあり、一部史料によってそれらの職務を確認できるが、引継史料の中にまとまった帳簿類は見あたらない。その理由はひとつの検討課題である。

最後に(1)の「御用留」についてであるが、これには法令・代官布達等の写はあまり記載されておらず、その殆どが郡中惣代から代官にあてた願書の写で埋められている。内容は年貢・廻米問題から商品流通問題まで領域内全体に関わる諸要求が中心であるが、注目すべきことは、このような諸要求が市川代官所付郡中惣代に限られず、しばしば他代官所郡中惣代、さらには「御三卿」郡中惣代との連名によって出されていることである。年貢・廻米問題が常に幕領共通の問題となることは当然であるが、近世後期になると地域市場の分立拡大を前提として市場・流通に関する問題がたびたび甲州一国の共通問題となることが特徴的である。例えば文化年間に米穀売買の自由化を要求して五八五ヶ村が起こした訴訟や天保年間に四五七ヶ村が駿州塩商人の不正取引を告発した訴訟などはいずれも幕領・「御三卿」領の村々が領域の区別なく参加した広域訴訟運動であった。そしてその中核となったのはたいがい各領の郡中惣代層だったのである。

郡中惣代のこのような機能は、廻米や陣屋保全等における「中間支配機構」的な側面とは一見相反する農民的諸要求の代表的機能とも評価できるが、おそらくそのような評価のみでは正確でない。むしろこのような運動の中心に立ちそしてその成果を勝ち取っていくことを通じて、郡中惣代層は単なる代官支配の実務的補佐役としてのみならず、市場・流通等の経済的側面での実質的な主導権を握る存在になってくるのではないかと考えられるのである。この点の実証には、郡中惣代層の階層基盤を生産構造・市場関係の中で明らかにすることが必要であろう。

以上のほか、郡中惣代の史料と彼らの機能について検討すべき点はまだまだ多いが省略せざるを得ない。いずれにせよ史料の発掘も緒についたばかりなので、幕領農村の基礎的史料として今後の研究成果が待望される。

注

(1) 鈴木寿「天領の研究について」(史料館報「六」、同「中間機構的史料について」(史料館報「二三」、同「近世知行

制の研究」、湯本豊佐太「信州中野天領の中間支配機構」(信濃「二三一六、七」、同「信州中野天領の御触伝遠系統」(信濃「二〇一三」)など。

(2) 安孫子麟「幕末期の流通統制と領国体制」(小樽商大「商学討究」一七一四)、青木美智男「非領域地域における領主権力の存在形態」(歴史学研究「二八一」、梅津保一「幕末期の羽州村山郡「郡中議定」と郡中惣代名主」

(山形近代史研究「三」)など。

(3) 「甲国地方雑記」(甲斐叢書「一」)所収。

(4) 山梨県立図書館蔵。なお同館「古文書目録」Iに全点の目録が収録されている。なお、同じ市川代官所領の郡中惣代史料としてはほかに「鍛沢町誌」所収の巨摩郡鍛沢村原田家文書があり、また甲府代官所領郡中惣代史料として八代郡東油川村篠原家文書(山梨県立図書館蔵)、田安領郡中惣代史料として「増穂町誌」所収の巨摩郡天神中条村長沢家文書などがある。

